

午前10時開議

○伊佐治副議長 ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

○伊佐治副議長 第1日に引き続き質問を行います。

まず、20番大橋たけし議員。

〔20番大橋たけし議員登壇〕（拍手）

○20番（大橋たけし議員） おはようございます。大田区議会公明党の大橋たけしです。

私からは、健康政策、住宅政策について伺いたいします。

まず初めに、区民の健康増進につながる、いつでも、どこでも、誰でも取り組むことができる新たな健康づくり施策について質問いたします。

私はこれまで、区民の皆様がいつまでも健康で安心して暮らし続けることができる大田区を目指し、議会において健康に関する様々な課題を取り上げ、はねびょん健康ポイントの実施につながる提案もしてまいりました。健康は、区民一人ひとりの生活の質に直結するだけではなく、健康寿命の延伸、介護予防、さらには将来的な医療・介護費の増加を抑えることにもつながる、こどもから高齢者まで、全ての世代にとって大変重要なテーマであると考えています。

そこで、今回は、はねびょん健康ポイント終了後の新たな健康づくりについて、これまでの取組をさらに発展させる観点から、新たな健康ポイント事業を提案いたします。健康にいきいきと暮らすことを実現するためには、病気になってから治療するだけではなく、病気になる前から健康づくりに取り組むことが重要です。本区では、区民の健康寿命の延伸や生活習慣病の予防、重症化予防、フレイル予防など、健康づくりの取組を進めています。その一環として、これまで、はねびょん健康ポイントを通じて日常的な健康づくりを促進してきました。区民が楽しみながら健康づくりに取り組むきっかけをつくったことは、大変意義のある取組であったと考えます。

そこで、伺いたいします。はねびょん健康ポイントについて、区民の健康行動にどのような変化があったのか、区はこれまでの事業効果をどのように評価しているのか、お答え願います。

私は、歩くという行動は、特別な器具や施設を必要とせず、年齢や体力、生活スタイルに応じて取り組むことができる非常に身近な健康づくりと考えます。通勤や通学、買物、散歩、犬の散歩、こどもの送り迎えなど、日常生活の中に自然に取り入れることができます。厚生労働省の健康づくりのための身体活動・運動ガイドでも、個人差を踏まえ、可能なものから取り組み、今よりも少しでも多く身体を動かすことが推奨されています。また、身体活動は、がんを含む生活習慣病の予防だけではなく、心身の健康や健康寿命にも深く関係しています。だからこそ、私は、区民の皆様にとって最も身近な健康づくりの一つであるウォーキングを区の重要な健康施策としてさらに推進していくべきだと考えます。

その上で、今後の新たな健康ポイント事業について提案いたします。私は、これからの健康ポイントは、単にポイントをためて抽選に応募し、限られた方に景品が当たるという仕組みから、健康づくりに取り組んだ区民一人ひとりが確実にメリットを受けられる仕組みへと発展させることが望ましいと考えます。例えば、歩数に応じてポイントがたまり、そのポイントは大田区内の商店街や店舗、飲食店、銭湯、スポーツ施設などで利用できる仕組みです。歩いて健康になる、そしてたまったポイントを使って地域のお店を利用するという仕組みをつくれば、区民の健康づくりと地域経済の活性化を同時に進めることができます。さらに、健診やがん検診、健康教室、フレイル予防など、様々な健康行動にもポイントを付与することで、区民の健康づくりを総合的に後押しすることができます。繰り返しになりますが、今後、新たな健康ポイント事業を検討する際、抽選による一部の区民への景品提供ではなく、健康づくりに取り組んだ区民が誰でも確実にメリットを受けられる仕組みを検討してはいかがでしょうか。

そして、ここからさらに一步踏み込んだ提案をいたします。それは歩ける人だけの健康ポイントにしないということです。これまで私はウォーキングを中心とした健康ポイント事業を提案してまいりました。一方で、健康

づくりをより多くの区民に広げていくためには、歩くことが難しい方にも目を向ける必要があります。歩きたくても歩けない、病気や障がいなどによって外出が難しい、高齢で長い距離を歩くことが難しい、自宅から出ることが難しい、スマートフォンの操作が苦手、持っていないという方も参加できる取組が重要です。健康づくりを進めるための制度であるにもかかわらず、歩ける人、外に出られる人、スマートフォンを使える人だけが参加しやすい制度になってしまえば、本来の目的である誰もが健康でいきいきと暮らせる大田区にはつながりません。

だからこそ、歩ける人は歩く、歩くことが難しい人は自分にできる身体活動に取り組む、外に出ることが難しい人は自宅でできる健康づくりに取り組むという一人ひとりの状況に応じて参加できる仕組みにすることが重要だと考えます。例えば、椅子に座って行う体操、ストレッチ、筋力トレーニング、リハビリ、口腔体操、自宅での健康体操など、本人の身体状況に応じた取組をポイントの対象にすることが考えられます。また、健診や歯科健診、健康相談、健康講座への参加なども対象にする、つまり、何歩歩いたかだけを評価するのではなく、その人が自分の健康のために何に取り組んだかを評価する制度へと発展させることが重要と考えます。そうすることで、歩ける人も、歩けない人も、外に出られる人も、外に出ることが難しい人も、それぞれの場所、それぞれの方法で健康づくりに参加することができます。私は、これこそが誰も取り残さない健康政策だと考えます。

そして、ポイントをためるための仕組みについて提案いたします。現在、様々な民間サービスでアプリが数多く提供されています。区民の皆様は、いろいろなアプリがあってどれを使えばいいのかわからない、ふだん使っているものを活用してほしいというお声もあると思います。せっかくすばらしい健康施策をつくっても、利用するために新しいアプリをダウンロードし、別のIDやパスワードを覚えなければならないとなれば、利用へのハードルが高くなります。特に高齢者やデジタル機器の操作に不慣れな方にとっては大きな壁となる可能性があります。

そこで、私は、今後の健康ポイント事業を検討する際には、区民が日頃から利用できる大田区公式LINEなど、既存の区のデジタル基盤を活用することを提案いたします。そして、スマートフォンを持っていない方やデジタル機器の利用が難しい方については、紙の健康手帳やカード、地域の施設での登録など、別の参加方法も用意する、デジタル化によって便利になる人を増やすことは大切ですが、デジタル化によって参加できない人を生み出してはいけません。私は、デジタルとアナログの両方を用意することが、誰も取り残さないという理念を実現する上で重要だと考えます。

そして、この健康ポイントをさらに社会貢献につなげることを提案いたします。様々な自治体の取組を調べる中で、大変興味深い事例がありました。例えば横浜市では、ウォーキングを通じた健康づくりを進めるとともに、現在、社会貢献プログラムも実施されています。また、さいたま市では、ボランティア活動を行うことでポイントが付与され、そのポイントを奨励金や商品券などに交換できるだけでなく、福祉団体等への寄付を選択することもできます。さらに、浜松市では、ボランティア活動や介護予防活動によってポイントが付与され、換金するだけでなく、福祉基金や社会福祉協議会、日本赤十字社などへの寄付を選択できるささえあいポイント事業を実施しています。そのほかにも、たまったポイントを小中学校に寄付することにより、図書やミシン、ミストシャワーなど、子どもたちが話し合って決めた物品の購入ができるなど、取組を調べる中で私は大変すばらしい取組と感じました。

そこで、大田区ではさらに一步進めて、健康になることそのものを社会貢献につなげるという仕組みをつくってはいかがでしょうか。例えば、私はこのポイントをこどもの支援に使いたい、私は高齢者の見守りに使いたい、私は障がい者の社会参加を応援したい、私は地域の緑化や環境活動を応援したいなど、自分が応援したい社会貢献活動に寄付することもできる、このような仕組みです。これは単なるポイント事業ではありません。自分の健康が誰かの支えになる、さらに、区内企業や商店、飲食店などにも協力していただき、区民が社会貢献に回したポイントに対して、企業が協賛という形で上乘せする仕組みも考えられます。区民の健康づくり、地域経済、社会貢献、企業の地域貢献、これらを一つにつなげることができます。こうした仕組みができれば、区民が健康になるほど、大田区の地域力が高まるという新しい好循環をつくることができます。この取組を単なるウォ

ーキングイベントやポイント事業で終わらせるのではなく、将来的な区民の負担軽減にもつながる政策として位置づけていただきたいと思います。

区民の皆様からは、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の負担が重く、物価高の中で生活を圧迫しているというお声も私のもとに届いております。だからこそ、病気になってから医療費を使うのではなく、病気になる前の健康づくりに、そして重症化する前の予防に力を入れることが重要です。身体活動を通じて、生活習慣病の予防や重症化予防、フレイル予防を進め、区民の健康寿命を伸ばしていく、その結果として、将来的な医療・介護費の増加を抑え、医療保険財政の安定化を図り、将来的な区民の保険料負担の抑制にもつなげていく、そのような長期的な目標を持って健康づくりを進めるべきではないでしょうか。もちろん、健康ポイント事業だけで保険料が下がるとは考えていません。しかし、健康づくりへの投資によって区民の健康状態を改善し、生活習慣病の発症や重症化を減らすことができれば、長期的には医療費の伸びを抑えることにつながる可能性があります。

お伺いします。はねびょん健康ポイント終了後の新たな健康づくり施策として、いつでも、どこでも、誰でも、そして、歩ける人も、歩けない人も、外に出られる人も、外に出ることが難しい人もそれぞれが自分に合った健康づくりに取り組むことができ、そのポイントを区内の店舗や飲食店、銭湯などで自分のために使うこともでき、さらには社会貢献につなげることもできる、そして、利用に当たっては、大田区公式LINEなど区民が日頃から使っているものを活用し、スマートフォンを持っていない方やデジタル機器の利用が難しい方にも、紙やカードなど別の参加方法を用意する、そのような自分の健康が誰かの支えになる、区民一人ひとりの健康づくりが大田区全体の元気につながる、誰も取り残さない、健康と地域貢献をつなぐ、大田区ならではの健康ポイント事業を構築してはいかがでしょうか。

そして、東京都が健康づくりを支援する東京健康UP1usには、大田区だけが掲載されていないまになっており、どうなっているのかとお声も上がっております。どうか新しい健康政策を大田区からスタートさせていただきたいと考えます。前向きな答弁を求め、次の質問に移ります。

次に、若者・子育て世帯の定住、多世代近居を促進する住宅政策について質問いたします。

東京23区内では住宅費や家賃の上昇が続いており、子育て世帯にとって、こどもの成長に合わせてより広い住宅へ住み替えることは大きな負担となっています。特にこどもが生まれ、あるいはこどもの人数が増えたことをきっかけに現在の住宅では手狭となり、より広い住宅を求めて区外へ転出する世帯も少なくないと考えます。例えば民間の賃貸情報を見ると、大田区と川崎市や横浜市などの近隣自治体とでは、同程度の広さの住宅でも月数万円の家賃差が生じる場合があります。年間では数十万円の差となることから、子育て世帯にとっては、住み続ける地域を選択する上で大きな要因になると考えます。また、住み替えの際には、引っ越し費用に加え、礼金や仲介手数料など、まとまった初期費用も必要となります。他自治体では、こうした費用について20万円から30万円程度を支援する制度も設けられています。私は、こうした住宅費の負担や住み替えに伴う初期費用が子育て世帯の区外転出につながっているのであれば、大田区としても、その実態を把握した上で具体的な支援策を検討する必要があると考えます。こうした子育て世帯の区外転出を防ぎ、住み慣れた大田区で安心して子育てを続けられる環境を整えることは、少子化対策の一つとしても重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。大田区では、子育て世帯、若者夫婦世帯について、住宅の狭さや家賃など住宅事情を理由とした区外への転出について、どのように把握、分析しているでしょうか。お答え願います。

現在、東京23区内では、子育て世帯の定住や住み替え、親世帯との近居、同居を促進するため、様々な住宅支援を行っています。例えば世田谷区では、子育て・若者夫婦世帯の区内定住や住み替えを支援するとともに、親世帯との近居、同居に対する支援も行っています。北区では、親元近居による住宅取得を支援するとともに、子育て世帯が区内でより広い民間賃貸住宅へ転居する場合の支援を行っています。豊島区でも、親との近居、同居に伴う引っ越し費用や住宅取得費用に加え、親世帯の住宅を子育てしやすい住環境に改修する場合の支援も行っています。

これらの制度にはそれぞれ対象世帯や所得制限、住宅面積など条件がありますが、共通しているのは、単に住宅に困っている方へのセーフティネットとしての支援だけではなく、子育て世帯に住み続けてもらう、親世帯の

近くで子育てをしてもらう、若い世代の定住を促すという積極的な住宅政策として位置づけている点です。こうした他自治体による子育て世帯の住み替えや親世帯との近居、同居を促進する住宅支援について、私は、大田区においても、こうした取組を参考にしながら大田区独自の住宅支援策を検討すべきだと考えます。例えば、家族が増えたことによる住み替えを支援すること、大田区に一定期間居住している親世帯の近くに子育て世帯が区外から転入する場合、あるいは大田区内で子育て世帯が親世帯の近くへ住み替える場合、さらに、親世帯と同居するために住宅を取得したり、2世帯で暮らすための住宅改修を行ったりする場合などについて、引っ越し費用、礼金、仲介手数料、住宅取得に伴う費用、住宅改修費用などの一部を支援する制度が考えられます。例えば、子育て世帯の区内住み替えについては20万円程度、親世帯との近居、同居については30万円程度を一つの目安を目安として支援することも考えられます。このような制度であれば単なる家賃補助とは異なり、子育て世帯の定住促進だけではなく祖父母による子育て支援、家族間の助け合い、高齢者の孤立防止、地域コミュニティの維持など、複数の政策効果が期待できます。親世帯と子世帯が同居ではなくとも近居など適度な距離を保ちながら大田区内で暮らし続ける環境を整えることは、大田区の地域特性にも合った住宅政策ではないでしょうか。また、こうした制度を活用された場合には政策効果の検証も併せて実施することが必要と考えます。

このような住宅支援策を実施する場合、単に何件の世帯が制度を利用したかという利用件数だけでは、その政策が本当に効果を上げたのかを判断することはできません。例えばこの制度がなければ区外へ転出していた、この制度があったため大田区内で住み替えることができた、親の近くに住むことで祖父母から育児支援を受けられるようになったといった効果を把握することが重要です。子育て世帯の区外転出の抑制効果、区外からの転入効果、制度利用後の定住状況、親世帯からの育児支援の状況、さらには子育て世帯の満足度などについても調査し、政策効果を検証する仕組みをあらかじめ設けるべきだと考えます。

そこでお伺いいたします。大田区において、子育て世帯の区内住み替えや若者夫婦世帯の定住、区外からの転入、さらには親世帯との近居、同居などを一体的に支援する大田区版子育て定住・親元近居支援制度を創設することを提案、要望いたします。区の見解をお答え願います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○酒井健康政策部長 私からは、はねびょん健康ポイント事業に関する二つのご質問に順次お答えいたします。

まず、はねびょん健康ポイント事業による区民の皆様の健康行動の変化とこれまでの事業効果ですが、本事業は令和元年12月から開始し、日々のウォーキングなどの実績に応じて健康ポイントが獲得でき、区民の皆様が楽しみながら健康づくりができることを目的として実施してまいりました。アプリの累計登録者数は、開始当初の約6200人から、令和6年度末には約4万6000人まで増加しました。登録者の属性ですが、男女比は約4対6で女性が多く、年代別では30代から50代が全体の6割を占めておりました。健康行動の変化としましては、アプリ登録者のうち1日8000歩以上歩いた方の割合が開始当初の約1割から2年目以降は約2割へ増加しております。また、景品交換に応募された方へのアンケートでは、健康への意識が高まった方が約9割、ウォーキングなど、具体的な行動に変化があった方が約6割となっております。一方で、アプリを継続利用する方は累計登録者の約2割という状況もございます。

区としては幅広い年代の区民の健康づくりの機会の提供や健康に対する意識や行動が変わったと評価する一方で、アプリの継続利用の拡充等に課題があったものと総括しております。

次に、大田区ならではの健康ポイント事業に関するご質問ですが、誰もが参加しやすい健康ポイント事業を構築することは大変重要です。幅広い年代に認知されていた健康ポイント事業ですが、事業者の撤退等があり、現在、区では行っておりません。しかし、健康づくりを進めるツールの一つとして大きなウエートを占めていると考えております。そこで、現在、デジタル機器を活用した健康ポイント事業の再開に向けて準備を進めています。新しい健康ポイント事業では、区民がより参加しやすい身近な地域等を楽しみながら歩ける機能の充実を図るとともに、提供するインセンティブは参加する多くの方のモチベーションの維持につながる仕組み等で実装する予定です。

その一方で、歩くことによる健康づくりの仕組みのため、多様な方々の状況に応じた健康づくりについてはさらなる工夫に加え、区の健康施策全体で支えていく必要がございます。区はおおた健康プラン（第四次）に掲げる基本理念である誰もが生涯にわたって健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちの実現に向けて取組を深化させてまいります。私からは以上です。

○杉山まちづくり推進部長 私からは、住宅政策に関する二つのご質問にお答えさせていただきます。

まず、若者・子育て世帯の住宅事情についてのご質問です。

令和7年の住民基本台帳によりますと、大田区全体では約5800人の転入超過となっている一方で、ゼロ歳から4歳及び35歳から39歳の転出超過の人数が他の世代と比べて多く、子育て世代の流出が示唆されてございます。また、令和7年度の大田区区民意識調査によりますと、区外への転出理由につきましては住宅の価格や家賃の高さが最も多く、次いで子育てや教育の環境、治安という順になってございます。一方で、区と協力関係にございます不動産関係団体に複数回にわたりヒアリングを行った結果、区内の住宅価格の高騰が続いていることや2LDKなど一般的に子育て世帯向けと言われている賃貸住宅の区内流通量が少ないことが指摘されており、住宅に関するコストや住宅の区内流通量が子育て世帯の転出超過につながっているものと分析してございます。

区といたしましては、こどもの居場所づくりに関する施策や子育てひろば公園づくりなど魅力ある施策の発信強化に努めるとともに、引き続き、子育て世帯にとって住み続けたいまちNo.1の実現に向けて区外への転出抑制に向けた検討をさらに加速化してまいります。

次に、若者・子育て世帯等の定住促進に関するご質問です。

子育て世帯の転出超過が続く中、生涯にわたって安心して住み続けられる住環境を整備し定住促進を図ることは大変重要でございます。現在、全庁を挙げて区の魅力ある充実した子育て支援策の広報に努めているほか、部内でも子育て世帯向け住宅施策に関する検討を進めているところでございます。その一環として、今年の8月には不動産関連の公益社団法人2団体と子育て世帯をはじめとする幅広い世代の定住促進に関する取組の推進に関する協定を締結させていただきました。両団体におきましては地域に根差した約900の不動産店が加盟しており、このネットワーク力を活用して、子育て世代をはじめとする幅広い世代に対して定住促進に向けた区の魅力発信の強化にも取り組んでまいります。さらに、地域力を生かした大田区まちづくり条例における子育て世帯向け住宅施策の推進として、ファミリー住戸の計画戸数や宅配ボックスの設置など、新たな取組に向けた条例改正を検討してございます。

区といたしましては、引き続き、子育てNo.1都市の実現に向け、議員からご提案をいただきました制度なども参考にして、ソフト、ハードの両面から子育て支援のさらなる充実を積極的に進めてまいります。私からは以上です。

○伊佐治副議長 次に、23番田島和雄議員。

〔23番田島和雄議員登壇〕（拍手）

○23番（田島和雄議員） 大田区議会公明党の田島和雄でございます。

初めに、令和8年熊本地震や千葉豪雨をはじめ各地を襲った豪雨災害、ネパールと中国の国境地帯で発生した大規模な土石流で犠牲となった方々に哀悼の意を表するとともに、被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げます。

質問に移ります。

まず、学校における自然災害への初期対応についてお伺いいたします。

本年6月3日、台風6号が接近し、午前7時前に大田区に大雨警報が発令されました。教育委員会が定めた自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドラインに基づき、午前7時過ぎに臨時休業が判断されました。しかし、その対応について、保護者の方々からは判断が遅いとお声を多数いただきました。午前7時の時点で休業が決まれば、勤めている保護者は子どもをどうするのか、仕事をどうするのかなど、短時間のうちに様々な判断を迫られます。特に共働き世帯や子どもだけでの留守番が難しい家庭にとって、その負担は非常に大きいものがあります。今回寄せられた保護者の声は当会派からも区長、教育長に直接お伝えいたしました。学校

教育法施行規則第63条では非常変災その他急迫の事情があるときは校長は臨時に授業を行わないことができると定められており、臨時休業の権限は学校長にあります。しかし、実際の学校現場では学校長が1校だけで判断を下すことは難しく、周辺の学校長と連絡を取り合いながら対応するなど、大変なご苦労があったと伺っております。

そうした中、教育委員会は8月26日付けで台風への対応について新たな運用方針を示しました。判断の主体や時期、基準について見直しと明確化が図られました。先日の9月7日には、気象庁が発表した線状降水帯半日前予測により、線状降水帯による大雨の可能性が高いとして臨時休業としました。今回の教育委員会の判断と対応に対し、保護者からはおおむね肯定的な意見をいただいております。

そこで伺います。今回の運用方針において、法令上、臨時休業の権限を持つ学校長と判断の主体とされた教育委員会との関係をどのように整理したのでしょうか。また、現在のガイドラインの改定状況といつまでに改定するのか、教育委員会の見解を伺います。

また、台風だけではなく、近年増加しているいわゆるゲリラ豪雨への対応も重要です。昨年9月11日に大田区を襲った記録的短時間豪雨の際に学校によっては児童・生徒を帰宅させたところもあったと伺っております。ゲリラ豪雨は規模が小さく、突発かつ散発的に起こるため、事前に予測することが難しいと言われております。局地的な豪雨の場合、雨が激しくなってから無理に帰宅させることはかえって危険を伴います。一方で、登校中や下校中に豪雨に遭遇した場合には学校の教員が直接、安全を確保することが難しくなります。そこで、通学路の危険箇所をあらかじめ確認するとともに、豪雨に遭遇した場合にどこへ避難し、どのような行動を取るのかを児童・生徒や保護者に分かりやすく周知しておく必要があると考えます。

そこで伺います。ゲリラ豪雨の発生するタイミングが学校内での場合と登下校中に遭遇した場合の対応について、教育委員会の見解をお示ください。

さらに、災害時には学校だけで判断するのではなく、気象情報や河川、道路、浸水などの情報を共有しながら教育委員会と防災危機管理課が一体となって対応することが重要です。特に休業や学校待機などの判断をできるだけ早く行い、その情報を学校、保護者、児童・生徒に迅速かつ確実に伝えることが重要と考えます。

そこで伺います。台風やゲリラ豪雨、地震などの自然災害発生時における教育委員会と防災危機管理課との情報共有や連絡体制はどのようになっているのでしょうか。また、今後、災害の種類や発生時間に応じた対応訓練や保護者への情報発信を含め、より実効性のある学校防災体制を構築していくべきと考えますが、教育委員会の所見を伺います。

次に、学校における災害級の暑さへの対策について伺います。

近年、気候変動の影響などにより熱中症で救急搬送される方は全国で毎年数万人に上り、死亡者数も令和6年には2000人を超え、大変深刻な状況となっております。また、屋外活動などを控える目安となる暑さ指数31以上の日数が東京都心では15年前と比べておよそ10倍にも増えております。

こうした中、令和3年度から環境省と気象庁が共同で熱中症警戒アラートの運用を開始し、注意を呼びかけてまいりました。しかし、死亡者数が増加傾向であることから、国はこれまで法的な位置づけのなかった熱中症対策を気候変動適応の重要な1分野としてより積極的に進めるため気候変動適応法を改正し、令和6年4月1日に施行しております。この改正法では従来の熱中症警戒アラートに加えて、新たに熱中症特別警戒情報、熱中症特別警戒アラートを創設しました。これはそれぞれの都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において翌日の暑さ指数35以上が予測される場合に環境省から発表されます。つまり、熱中症警戒アラートよりも広い範囲にわたって過去に例のないような危険な暑さとなり、熱中症による重大な健康被害が発生するおそれがある場合に発表されるものです。最近では災害級の暑さという言葉を目にする機会が増えております。熱中症特別警戒アラートが発表されるほどの暑さで実際に重大な健康被害が生じるのであれば、それはまさに災害と呼んでも差し支えないのではないのでしょうか。であるならば、平時の熱中症対策だけでなく災害対策の一環としても区としての対応を検討していく必要があるのではないかと考えます。

こうした中、熱中症特別警戒アラートが発表された場合の学校の対応については自治体によって考え方が分か

れております。例えば千代田区や杉並区では臨時休業とする旨を定めている一方、世田谷区のように臨時休業としない方針を定めている自治体もあります。熱中症から子どもたちの健康と命を守るためには、あらかじめ区としての基準や対応方針を明確にしておくことが必要だと考えます。

そこで伺います。大田区において熱中症特別警戒アラートが発表された場合、学校ではどのような対応を取ることとしているのか、教育委員会のお考えをお示しください。

熱中症警戒アラートは前日の午後5時及び当日の午前5時に、熱中症特別警戒アラートは前日の午後2時に、それぞれあらかじめ発表される仕組みとなっております。こうした事前の情報を踏まえ、早めに備え、行動することで重大な健康被害を未然に防ぐことができます。今回の気候変動適応法改正の目的は、熱中症による死者数を顕著に減少させることにあり、大田区におかれましても実効性のある熱中症対策をより一層進めていただくよう、強く要望いたします。

次に、学校DXにも資する緊急連絡手段についてお伺いいたします。

安全な教育環境の下で子どもたちが安心して学べることは最優先に取り組むべき課題であると考えます。私はこれまで、議会質問の場において、セーフティープロモーションスクール、いわゆるSPSの理念に基づき組織的かつ継続的な学校の安全対策を求めてまいりました。今回も、これまでの質問を振り返りながら学校における緊急時の連絡手段について質問いたします。

平成13年、大阪教育大学附属池田小学校に男が侵入し、児童8人が犠牲となる大変痛ましい事件が発生いたしました。この事件を受け、本区の小中学校には校門にモニター付インターホンシステムが設置されたと承知しております。池田小事件から得られた教訓の一つが教室における連絡手段の確保です。事件当時、隣の教室に侵入した犯人が児童を襲う場面を目撃した担任は、警察に通報するため、事務室に向かおうと一旦教室を離れました。しかし、その隙に犯人がその教室にも侵入し、さらに児童を襲うという事態となりました。私も過去に学校を視察させていただきましたが、当時、教室や教員の手元に緊急時に連絡、通報できる手段が十分に配備されていなかったことが悔やまれてなりません。

こうした教訓を踏まえ、私は令和5年5月の連合審査会での質疑において学校の各教室へのインターホン設置を提案いたしました。その際、教育委員会からは、インターホンは校内での迅速な連絡手段の一つと考えており、大田区学校改築仕様標準において普通教室や特別教室等への設置を定め、校舎改築等の機会を捉えて順次整備を進めている、さらに、無線LANを活用した携帯型端末や、全校に配備しているタブレット端末の活用等の研究とともに、引き続き、他自治体の事例も参考にしながら、より有効な緊急時の連絡手段について検討するとの答弁がありました。

しかし、令和5年に質問した後も学校において様々な事案が発生しております。教員が児童を盗撮するという、あってはならない不祥事も発生いたしました。また、今年6月、北区立の小学校で発生した火災では、授業中に黒煙が上がる緊迫した状況の中、全児童約340人が避難を余儀なくされました。特に火元となった音楽室にいた児童と教員は音楽室の外のひさしに逃れるという一歩間違えば大変危険な状況に置かれました。こうした火災や地震などの災害発生時には刻一刻と変化する現場の状況を共有しながら児童・生徒を安全に避難誘導することが求められます。そのためには現場からリアルタイムで情報を共有できる連絡手段が必要です。

また、学校内では、児童・生徒が傷病などによって倒れ、救急対応が必要となる場面も想定されます。現在のように廊下にある固定式インターホンまで戻らなければ連絡が取れない、あるいは事務室からの校内放送を待つしかない体制では教員が児童・生徒のそばを離れなければならないリスクがあります。また、情報の伝達にタイムラグが生じることも懸念されます。不審者対応、火災や震災時の状況報告、児童・生徒の救急対応など、学校で想定される様々な緊急事態や通常の校内での連絡において、場所を選ばずに連絡できること、教員が児童・生徒のそばを離れることなく、情報共有や連携ができること、この二つを可能にする連絡手段の確保が必要不可欠なのではないかと考えます。

そして、こうした緊急連絡手段を検討する際には、単に従来のインターホンを別の機器に置き換えるという発想だけではなく、災害対応能力の向上、日常の校務効率化、そしてセキュリティの強化を同時に実現する学校D

Xの視点も念頭に置くべきであると考えます。実際に鹿児島市内のある小学校では校務用スマートフォンの導入によって校内放送が半分に減り、校内放送や電話の取次ぎを担っていた教員や事務職員の負担軽減につながっております。従来型のインターホンでは設置のために校舎の改築などを待つ必要があります。一方で、既に整備されている校内LANを活用したIP無線機やスマートフォンなどであれば、より迅速な配備が可能です。

先ほど触れましたとおり、教育委員会は令和5年の答弁で携帯型端末やタブレット端末の活用等を研究、緊急時の連絡手段について検討すると答弁しております。それから3年が経過いたしました。実際の学校現場で運用した場合の課題を洗い出すためにもまずはモデル校を選定し、移動端末を活用した火災避難訓練や不審者対応訓練などを実施し、また、学校DXについてもその有効性を検証してはいかがでしょうか。

そこで伺います。これまでに検討するとしていた無線LANを活用した携帯型端末などの研究、検討は、現在どこまで進んでいるのか、また、今後の導入に向けて教育委員会はどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

より安全でより安心できる学校環境を整えるとともに校務を効率化することによって、教員がよりこどもに向き合える環境を整備していくことを強く要望し、質問を終わります。(拍手)

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○山田教育総務部長 私からは、災害時緊急対応に関する5点の質問にお答えさせていただきます。

まず、災害への初期対応に関するご質問ですが、風水害への対応としては、これまでは自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドラインに基づき、当日午前7時、区内に大雨警報または暴風警報が発令されている場合、学校長が臨時休業の決定をしております。こうした中、台風については、気象予報の精度向上なども踏まえ事前に区全域への影響などが把握できるようになったことから、学校単位ではなく教育委員会が全校一斉臨時休業の判断をすることで整理し、本年8月、台風への対応に関する運用方針を策定したところでございます。ただし、この運用方針についてはあくまで台風に限った取扱いであることから、今後は台風以外の風水害についても具体的な対応手順などを整理し、ガイドラインの改定について早急に学校や関係部局と調整してまいります。

次に、豪雨への対応に関するご質問ですが、線状降水帯などの豪雨は短時間かつ局地的に発生することから台風と異なり、予測が非常に困難であります。まず、児童・生徒が登校している間の対応については、下校時に大雨警報または暴風警報が発表されている場合、学校はガイドラインに基づき校内にとめ置きをします。警報解除後には、教職員が通学路などの点検を行い、安全を確認した上で集団下校を実施しております。また、登下校の際に豪雨に遭遇した場合には児童・生徒自身が周囲の状況に応じて身の安全を確保できるよう、日頃からのご家庭や学校での防災教育が重要であると考えてございます。既に保護者の皆様には保護者連絡ツールでこども向け防災ハンドブックを配信し、親子で一緒に学べる環境を整えてございます。昨今、豪雨による被害が全国各地で起きております。引き続き、今後も様々な方法を通じて防災教育の充実に取り組んでまいります。

次に、防災体制の構築に関するご質問ですが、学校は防災の拠点であり、災害に関する関係部局との連携については防災危機管理課はもちろんでございますが、それ以外にも都市基盤管理課、こども未来課、地域力推進課などと平時から学校の一斉臨時休業の際の運用や水害時緊急避難場所の開設などについて情報共有に努めてございます。また、情報発信については、保護者に対し、保護者連絡ツールに加え学校緊急連絡システムなど複数の連絡体制を取ることで確実に情報が到達するようにしております。保護者以外の方にも正確な情報が届くよう区公式LINEやXなどを活用した情報発信も行っております。学校においても、平時から地震や火災、風水害といった災害の種別に応じた防災訓練を実施しております。これらの取組を通じて、災害発生時における児童・生徒の安全・安心を守る態勢について様々な角度から学校や関係部局と連絡をしており、今後も実効性の高い対応を展開してまいります。

次に、熱中症特別警戒アラートが発表された場合における学校の教育活動についてお答えします。

熱中症特別警戒アラートは、基本が特に著しく高くなることにより熱中症によって人の健康に関わる重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表されます。具体的には、都道府県ごとの全ての予測地点において翌日の暑さ

指数WBGTが35以上になると予測される際に環境省から発表されますが、令和6年4月に運用が開始されて以降、東京都を含め全国でこれまで発表された実績はございません。

熱中症特別警戒アラートは、対象日の前日午前10時頃の予測値を基に判断し、前日午後2時頃に発表されます。このため、熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、教育委員会はこどもの健康と安全を最優先に考え、翌日の区立学校における教育活動を中止することとし、授業日に当たっている場合は臨時休業とするよう学校に指示いたします。一方で、臨時休業とした場合において、ご家庭で安全な環境を確保することが困難な子どもがいることを想定しております。教育委員会としては、空調設備を備えた学校施設などを活用した一時的な受入れなどを含め、こどもの安全・安心な居場所を確保するための体制について、関係部局と連携し、検討を進めてまいります。熱中症に関しまして、臨時休業の判断やこどもの安全な居場所の確保など、具体的な対応をガイドラインに位置づけ、各学校が迅速に適切に対応できる体制を整えてまいります。

次に、緊急時の連絡手段としての携帯型端末などの活用に向けた研究、検討の状況及び今後の導入に向けた取組に関するご質問です。

令和5年5月の区内中学生が通学途中に刃物で切りつけられた事件などを踏まえ、この間、教育委員会としても学校現場における教員間の緊急連絡手段について検討を進めてまいりました。具体的にはタブレット端末においてチャット機能を使用可能とし、校内におけるインターホンや内線を補完、代替するとともに、事務の効率化を図るための教員間での緊急時対応も含めた情報共有ツールとしての活用を可能としました。一方で、実際の運用に関し、チャット機能は、送信側及び受信側双方が送受信できる状態になっていることが前提になるなど、緊急時の連絡手段としては課題もございます。

そのような中、本年4月には、教員による私的端末を用いたあつてはならない盗撮事案が発生しました。不適切事案の再発防止に関して、学校の安全管理体制再構築に向け、私的端末を用いない校内環境の整備が急務となっております。そこで、教育委員会としては、緊急時の運用において起動性や操作性に課題があるタブレット端末に替えて、スマートフォンを校務用として活用することなどについて検討を始めております。今後、校務用スマートフォン導入に向けた調整などを進める中で、このスマートフォンを活用した緊急連絡体制も考えていくこととなります。

引き続き、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる学校環境の整備に向け、教育DXを取り入れた様々な観点から取組を進めてまいります。私からは以上でございます。

○伊佐治副議長 次に、34番須藤英児議員。

〔34番須藤英児議員登壇〕（拍手）

○34番（須藤英児議員） 大田区無所属議員団の須藤英児です。

防災気象情報と大田区の避難情報について。

令和8年8月中旬は千葉市で、9月上旬は名古屋市で1時間雨量100ミリ以上を記録し、1時間雨量の観測史上最多を62か所で記録しました。私は8月下旬の記録的大雨で500棟以上の住宅が浸水した富山県氷見市、記録的大雨で1200棟以上の浸水被害を出した福井県坂井市に伺い、現地を見て、話を聞いてきました。どちらの地域でも、くぼ地、谷地などの水の集まりやすい地形の地域に大きな被害が発生していました。また、猛烈な降雨であつという間に冠水し、その後、急激に浸水の水位が上がったため避難の判断が難しかったとの話をどちらの地域でも多く聞くことができました。8月13日の大雨で7000棟以上の浸水被害の出た千葉県では、浸水を想定していない地域でも浸水被害が多発し、ハザードマップは安全を保証する地図ではないという共通認識を持つ必要があると強く感じています。

今回は、大雨時や台風の接近時などの避難すべきか、とどまるべきか、その判断について欠かせない防災気象情報と避難情報などについて伺います。

①令和8年5月28日午後から防災気象情報の発表は変わり、大田区における気象災害が予想される場合の避難情報発令に大きな変化があったのかを伺います。

②令和8年台風7号、8号、15号の接近に伴う防災気象情報、8月13日の防災気象情報を受け、大田区ではど

のような避難情報などの対応を取ったのかを伺います。

③防災気象情報の改善に伴い、内水氾濫に関する防災気象情報が分かりにくいと多くの大田区民から声が挙がっています。大田区としての対応を伺います。

④防災気象情報の改善に伴い、平時から气象台、河川事務所と大田区との情報交換、顔の見える関係づくりが重要であると考えますが、大田区の考えを伺います。

以上、四つの質問にお答えください。

今後、大田区内でも多頻度で起こり得る大雨、毎年来る台風などによる浸水から命と暮らしを守るためには、大田区民一人ひとりが能動的に情報を取りに行き、考え、行動せねばなりません。避難すべきか、避難すべきでないかを判断するためには、防災情報と避難情報のそれぞれをよく知り、しっかり理解し、使える状態にしなければならぬと改めて考えさせられました。また、浸水から命と暮らしを守るためには土地の傾斜、高低差、凸凹など、土地の起伏に着目した対策が必要です。まちの中のくぼ地、穏やかな傾斜でも水の集まりやすい場所はできます。令和8年8月千葉豪雨では犠牲になった13人のうち11人が周辺より低くなった場所で亡くなっています。家屋の浸水被害も周辺より低くなった場所で多く発生しています。今後は、地域ごとの立体地図を作成し、土地の傾斜、高低差、土地の凸凹など、起伏を地域の方々に上手く伝えることが必要です。大田区民ひとり一人が身の回りの地形を把握しておくことで、大雨時でも早め早めに対策を取れ、浸水から命と暮らしを守ることができます。以上です。(拍手)

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○千葉危機管理室長 私からは、防災に関する4点の質問にお答えします。

まず、防災気象情報の運用見直しに伴う避難情報発令への影響についてですが、今回の見直しに伴い、気象庁から新たにレベル4大雨危険警報が発令されることとなるなど、防災気象情報が避難情報の5段階の警戒レベルに合わせて整理されたため、区が避難情報を発令する際の判断材料としてより分かりやすい情報が提供されるようになりました。これまで区は、気象庁などの関係機関と緊密に連絡を取り合いながら、雨量や河川水位に加え、土壌雨量指数や気象庁の見解など多角的な情報を総合的に勘案して避難の必要性を判断してまいりました。そのため、見直し後においても避難情報を発令する判断そのものに大きな変化はございません。なお、区が浸水などの危険性は低いと判断した場合であっても、防災気象情報が5段階の警戒レベルに連動して発表されることによって、ご不安を感じる区民の方がいらっしゃることに配慮し、今年度から特別出張所などにおいて自主避難スペースの運用を開始いたしました。

次に、最近の台風接近や大雨などの情報を受けた際の区の対応についてですが、台風7号、8号では二つの台風が同時に接近することから、区民の皆様の安全を最優先に気象庁などから発表される各種気象情報の迅速な収集に努め、最接近2日前の6月25日から水防会議を開き、翌26日夕刻に災害対策本部を設置、19時に15か所の水害時緊急避難場所を開設いたしました。台風15号では監視体制、8月13日の大雨対応では水防体制の下、最新の気象情報を継続的にモニタリングし、区への影響を注意深く監視、警戒するとともに、事態が悪化した際に迅速な対応が取れるよう備えました。

区民の皆様への周知に関しましては、区ホームページや防災ポータルをはじめ、公式LINEやX等を活用し、台風や大雨への注意喚起や避難場所の早期発信に努めております。突然発生し、短時間に大量の雨が降るいわゆるゲリラ豪雨に関しては、気象の専門家でも発生や進路などの予測が難しく、早めの情報発信が極めて困難なケースが多くなっておりますが、気象庁等からの最新情報や通知に注視し、突然の気象状況の変化への対応力を高められるよう取り組んでおります。

引き続き、台風やゲリラ豪雨を含む自然災害に対応するための体制を強化し、区民の皆様の安全を確保し、安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、内水氾濫に関する防災気象情報についてですが、見直し前の防災気象情報においても内水氾濫については大雨による浸水被害の警報等として発令されており、内水氾濫に特化した防災気象情報は発表されておらず、見直し後も大雨注意報や警報に含まれる形となっております。区におきましては、気象情報に加え、時間雨量や

地理的な条件などを踏まえて内水氾濫の危険性を予測した上で、必要に応じて避難発令や注意を呼びかけております。

引き続き、大雨に関する警報等が内水氾濫の危険性を示す防災気象情報であることをご理解いただけるよう、止水板や土のうなどご自宅でできる事前の浸水対策と併せて、各種広報媒体等を通じた周知啓発をより一層強化してまいります。

最後に、関係機関との連携体制についてですが、区はこれまでも東京管区気象台や国土交通省京浜河川事務所と連携を図っており、平時からの情報交換も重視しております。今年6月にも東京管区気象台の専門家を講師に改定された防災気象情報や近年の気象状況の変化などに関する研修を管理職を対象として実施するなど、組織的な災害対応力強化にも協力をいただいております。こうした日頃から顔の見える関係を構築することにより、台風接近時など緊迫した状況下においても、気象台等の関係機関へ災害発生の状況や今後の見通しを気兼ねなく直接確認できる強固な連携体制を維持しております。引き続き、気象台や河川事務所などとの緊密な関係をより一層強化し、災害時の迅速かつ的確な意思決定に活かしてまいります。私からは以上です。

○伊佐治副議長 次に、43番三沢清太郎議員。

〔43番三沢清太郎議員登壇〕（拍手）

○43番（三沢清太郎議員） 日本維新の会大田区議団の三沢清太郎です。

私からは、三つのテーマについて質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず初めに、局所的な停電が発生した際の情報発信と区民の安全確保について伺います。

去る7月30日の夜、山王から馬込にかけての一部地域で停電が発生しました。私の地元でも、午後7時15分頃には弁天池周辺、その後、環状七号線の信号機や店舗の停電について自治会LINEに情報が寄せられました。中でも切実だったのが、クーラーも使えないので暑いです、何かあれば助けてくださいという地域の方からの声でした。自治会LINEでは住民同士が情報を持ち寄り、近くの薬局では暑さを避け、トイレやスマートフォンの充電を利用した方もいました。一方、自治会LINEに参加していない方はどうしていたのでしょうか。一人暮らしの高齢者、転入して間もない方、外国人の方など、何が起きているのか、どこへ行けば暑さを避けられるのか分からなかった方もいたのではないのでしょうか。大田区では避難所開設の準備を進めましたが、その段階で東京電力から復旧の連絡が入り、開設には至らなかったと伺っております。この対応は評価しています。一方、原因や復旧時刻が分からなくても、区として停電を把握しています、現在、東京電力に確認していますという第1報は発信できます。

そこで伺います。区では、局所的な停電を把握した場合、どの段階でどのような基準に基づいて区民への情報発信を行うのでしょうか。その上で、詳細が判明する前でも、区が停電を把握していること、現在、確認中であることを区公式LINEや防災ポータルなどで速やかに発信する第1報の仕組みを構築すべきと考えますが、区の見解を伺います。

もう1点伺います。猛暑時の局所的な停電について、停電の把握、第1報、暑さを避けられる場所の案内、必要に応じた避難所開設へと段階的に対応する基準や手順は定められているのでしょうか。明確でないのであれば、今回の停電を検証し構築すべきと考えますが、区の見解を伺います。

地域のつながりがある人だけが情報を得られる防災であってはなりません。私は、避難所を開けてから始まる防災ではなく、第1報から始まる防災へという発想の転換を求めます。

次に、不登校児童・生徒への支援について伺います。

大田区では、教育支援センター、つばさ、学びの多様化学校、みらい学園、メンタルフレンド、仮想空間、VLPなど、様々な支援が進められています。一方、これだけの支援があってもそこにつながることで体が難しい子どもたちがいます。学校へ行くことが難しい、別の場所へ行くことも難しい、誰かに相談することにも抵抗がある、大田区不登校対策アクションプランでは専門的な相談、指導を受けていない不登校児童・生徒をゼロ人にすることを目標としています。

そこで伺います。こうした児童・生徒をどのように把握し、誰がどのような方法で本人との最初の接点をつく

っているのでしょうか。また、接点をつくるのが難しい児童・生徒へのアプローチをさらに充実させることについて、区の見解を伺います。

先日、鹿児島市の不登校支援を視察しました。鹿児島市ではフレンドステップ・メタバース支援事業により仮想空間を通じた相談や学習、交流の機会を提供しています。大田区にも既にVLPがあります。新たなメタバースを導入するのではなく、今あるVLPを支援につなげることが難しいこどもの最初の一步としてもっと活用できないでしょうか。私は、最初の一步は相談でなくても、学習でなくてもいいと考えております。例えば歌が好きなら、まず、仮想空間で1人でカラオケを楽しむ、最初は誰とも話さなくていい、話してみたいと思ったときに初めて相談員とつながり、望めばほかの児童・生徒とも交流をする。重要なのはこどもの好きなことを入り口にすることです。

そこで伺います。現在のVLPは、1人で参加できる活動や本人の興味、関心を入り口とした交流にどこまで対応しているのでしょうか。その上で、1人で参加する段階から相談員との交流、本人が望めばほかの児童・生徒との交流へと段階的につながる居場所として、VLPをさらに活用することについて区の見解を伺います。

こどもを制度に合わせるのではなく、その子が今いる場所まで支援の側からつながる道をつくる、その子がこれなら少し関われると思える入り口を増やし、支援につなげることが難しいこどもを一人でも取り残さない仕組みへと発展させていただくことを求めます。

最後に、外国法規の域外適用等の影響から区民の自由と安全を守る大田区の姿勢について伺います。

中国では、本年7月1日に施行された民族団結進歩促進法第63条には、中国国外の組織や個人が民族分裂を引き起こす行為などを行った場合、法的責任を追及する旨の規定があります。さらに、9月15日には、新たな国务院の出境入境管理に関する規定が施行されました。この規定では、出入境管理機関などが本人の身分や出入境の理由を確認する際、文書や資料、電子データなどの情報の提供を求めることができるとされています。また、中国公民が国外で違法・犯罪活動を行い、中国の国家安全や利益を害したと判断された場合には、帰国後6か月以上3年以下、出国を認めない措置を取ることができる旨も規定されています。

また、今月8日、韓国ソウルで開催された国際会議では、フィリピンのテオドロ国防相が南シナ海問題について発言中、中国側の立場を記したメモが本人に届けられました。テオドロ国防相はその場で反論し、この行為を威圧、いじめ、攻撃と批判しました。私は、中国の法律や外交政策について大田区に外交的な判断を求めているわけではありません。問題とするのは、外国法や国外からの圧力によって日本国内で暮らす人々が言論や活動に不安や恐怖を感じ、萎縮することです。外国政府や国外の組織などから国境を越えて監視、威嚇、嫌がらせなどが行われ、自由な活動が妨げられる、いわゆる越境弾圧についても、区民の自由と安全という観点から考える必要があります。

一国の国防相であれば、その場で反論することもできます。私がこの質問で守りたいのはそのように声を上げることのできない普通の区民です。外国に家族や仕事上の関係がある人などは自分の発言によって自分自身や家族に何か起きるのではないかと不安を感じ、相談することさえためらう可能性があります。

そこで伺います。こうした威嚇、嫌がらせ、監視などについて区民からの相談があった場合、どの窓口が受け止め、警察、人権擁護機関、国などへつなぐ体制となっているのでしょうか。明確な所管や対応の整理がないのであれば、相談・連携体制を整理しておく必要があると考えますが、区の見解を伺います。

もう1点伺います。区の公共施設で利用者への威嚇や不当な妨害行為が生じた場合、安全を確保し、適法な施設利用を守るため、区はどのような対応方針を持っているのでしょうか。外国法や国外からの圧力に関係する場合であっても、適法な言論や集会、施設利用を不当に妨げさせないという基本姿勢は変わらないと考えますが、区の見解を伺います。

外交は国の仕事です。しかし、大田区で暮らす人の自由と安全を守ることは基礎自治体である大田区にも求められる役割です。区民に最も身近な基礎自治体として区民の自由と安全を守る姿勢を明確にさせていただくことを求めます。

本日は、防災、不登校支援、そして区民の自由と安定について質問いたしました。一見すると異なる三つのテ

一マですが、私が一貫して申し上げたいのは制度や行政からこぼれ落ちる人をつくらないということです。情報から取り残される人をつくらない、支援につながることでできないこどもを取り残さない、そして、恐怖や不安を抱えながら声を上げられない区民を孤立させない、区民一人ひとりに届く行政であることを求め、明快な答弁を期待し、私の質問を終わります。(拍手)

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○千葉危機管理室長 私からは、局地的な停電への対応及び区民の安全に関する4点の質問にお答えいたします。

まず、停電発生時の情報発信についてですが、停電情報の1次発信は東京電力が行うものであり、区でも東京電力のウェブサイトへのリンクを掲載し、随時、停電情報の確認ができる仕組みとしております。一方、局所的な停電については東京電力でもすぐには状況を把握できない場合があります。そのような中、区が直接、停電情報を発信するためには、情報源の確実性や正確性が極めて重要となります。そのため、東京電力からの公式な情報提供が不可欠であり、誤情報による混乱を防ぐ観点からも慎重な対応が求められます。

今後も、情報の正確性を確保しつつ、停電の発生規模や現地の状況等を総合的に勘案し、東京電力と密接に連携を図りながら、必要に応じた情報発信を行ってまいります。

次に、猛暑時における対応についてですが、停電発生時の暑さ対策はますます重要になってきていると認識しております。区では猛暑時の停電情報について環境部署で共有し、速やかに対応できる体制を整備しております。具体的には、東京電力から停電の通報が入った際、発生範囲や復旧見込み時間を確認し、避難場所開設の必要性や開設場所を関係部署と検討いたします。その後、避難所開設に向けて手続きを迅速に進め、公式LINEやX等を通じて停電の状況や避難場所の案内を区民にお知らせいたします。

今回の停電におきましても対応中に停電が復旧いたしました。こうした一連の手続きに基づき段階的な対応を実施いたしました。今後も、東京電力及び関係部署と緊密に連携し、区民の安全確保に努めてまいります。

次に、国外の組織等からの嫌がらせに対する区民からの相談についてですが、各種相談につきましては広聴広報課が、人権相談につきましては人権・男女平等推進課が窓口となり、相談や各種支援を行っているところでございます。相談の中で不法行為に関する悩み等が寄せられた際には必要に応じて警察や東京法務局につなげております。

最後に、区施設での威嚇や妨害行為等への対応についてですが、庁舎内の秩序を乱す行為は、庁舎管理規則上、原則禁止となるため、庁舎管理規則を踏まえ、適切に対応してまいります。私からは以上です。

○山田教育総務部長 私からは、教育に関する二つのご質問にお答えさせていただきます。

まず、支援につながる事が難しい不登校児童・生徒へのアプローチについてお答えします。

区では、こうした児童・生徒を把握するために、毎月、実施している生活指導主任会で各学校から不登校児童・生徒の状況の報告を受けております。令和8年5月現在、不登校であり、教職員や関係機関からの指導が困難な状況にある児童・生徒は小学校で6名、中学校39名の合計45名となっております。主な原因としては、学校が保護者から情報が得られないことや保護者が連携を必要と考えていないことなどがございます。

教育委員会としましては、このような児童・生徒に対して、まず、本人が誰とどのような方法であればつながることができるのかを丁寧に把握することが重要であると考えております。学校では、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの中から本人が安心して関われる者を中心に、電話やオンライン、家庭訪問など、本人の状況に応じた方法で働きかけを行っております。学校からの働きかけが難しい場合には、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をしたり、教育相談員が保護者の相談に乗ったりして、本人との接点づくりを進めております。

教育委員会では、令和13年に開設予定の学びの多様化学校の中に(仮称)不登校対策支援センターを設置し、不登校児童・生徒や保護者からの相談を総合的かつ丁寧に受け止め、解決に向けた包括的な支援を図る仕組みを構築してまいります。

次に、バーチャルラーニングプラットフォームの活用についてお答えします。バーチャルラーニングプラットフォームとは児童・生徒に貸与しているタブレット端末から利用できるインターネット上の居場所であり、

こどもたちはバーチャル空間を自由に歩いて支援員や仲間とチャットや会話ができるような仕組みとなっており、また、人と関わる安心感や意欲が持てるように支援員やスクールカウンセラーなどが対話を進めております。本区ではバーチャルラーニングプラットフォームでの交流を活かし、児童・生徒が対面で集まる取組も行っております。具体には、昨年7月に三浦半島の城ヶ島に集まり、釣り体験を行いました。参加した生徒からはほぼ1年ぶりに同世代の人たちと交流できたことや釣りが楽しかった、また、ふだんあまりできない外出もできた、また行きたいと楽しそうな感想もいただいたところでございます。

今後も、バーチャルラーニングプラットフォームを活用し、外出が難しいこどもたちが楽しんで取り組める選択肢なども充実させていながら交流や体験の場を広げ、しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○伊佐治副議長 次に、37番鈴木ひろこ議員。

〔37番鈴木ひろこ議員登壇〕（拍手）

○37番（鈴木ひろこ議員） 大田区無所属議員団、鈴木ひろこです。質問通告に従って順次質問をいたしますので、明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、指定日以外のごみについて質問いたします。

日々の生活の中で、道や歩道の植え込みに捨てられたごみを見受けることが気になっていました。ごみが気になりますと拾いますので、出かけるときは拾ったごみを入れるためのレジ袋を持ち歩くようになりました。そのような中、住民の方からごみが散らかっているとご連絡をいただきまして、トンゴとごみ袋を持って片づけに参りました。注意して見てみますと、ごみ集積所などにも朝の収集が終わった後にごみが置かれていることにも気づきました。その後、気になって区内のいくつかの地域を見に行ってみますと、一部の場所には度々そのような状況が見られました。また、分別をされていないごみや住民のルールに沿わない形でのごみに警告シールが貼られて、そのまま集積所に残っているようなことを続けていいのか、疑問に思います。散らかったごみを片づけてくださる方に限って、役所側に不満を言うわけでもなく、黙って片づけてくださることが多いと感じますが、個人の住民のご厚意に甘えていいとは全く思いません。

本来、ごみは決められた曜日、時間に決められた方法で排出されますが、守っていただけないことへの対策を真剣に検討するべきだと考えます。ごみを片づけてくださる方がおっしゃっていたのは、度々見かける外国人の方だけではなく日本人の住民の方でも収集日以外に出す方がいるということです。要望として申し上げたいのですが、区報にごみ出しのマナーについての記事を載せていただきたいことと、外国人住民の方でごみのまとめ方やごみを集積所に出す曜日、時間が分からない方に向けて、外国語の看板表記で周知をするだけではなく、現在、大田区で技能実習生の方に日本語教育をする取組がされているのでしたら、その際に、ごみ出しのマナーや日本で生活する上で必要な知識などを分かりやすく理解していただく場にするこも、今後、ご検討いただきたいと考えます。

そこで伺います。区に寄せられるごみの問題で把握していること、これまでの取組、今後検討していただけることをご答えくださいませ。

続きまして、民泊について質問いたします。

代表質問で民泊について質問をなさる議員の方がいらっしゃるということはお聞きしておりましたが、一般質問でもぜひお聞きしたいと生活衛生課にお伝えして、民泊の質問をさせていただくことになりました。質問内容などが重複する箇所がある場合はご容赦くださいませ。

羽田空港を擁する大田区では、国内外から多くの来訪者を迎え、民泊は宿泊需要の選択の一つになっていますが、住宅街の中で民泊施設が運営されることにより、地域住民との生活環境やルールを巡る問題をはじめ、民泊問題は大きな行政課題となっています。特に23区では、民泊利用者による深夜、早朝の騒音、ごみの分別や収集日が守られないこと、路上喫煙など、地域の生活環境に関わる問題が指摘されています。また、問題が起きても管理者と連絡が取れない、現場への対応が遅い、そして、必要な届出や許可を得ていないで営業をする、いわゆる違法民泊への対応も課題となっています。民泊を利用する個人個人によるマナーの問題も重要であります。

が、住宅地の中で宿泊事業を営む以上は、事業者、管理者に本区の生活環境を損ねない営業をしてもらう制度になっているのが重要だと思います。

生活環境への影響、管理者、事業者の責任、住民からの苦情など、各自治体への対応を求める声が上がっています。羽田空港を擁する大田区にとって観光振興や国際交流は重要ではありますが、地域住民の安全な生活環境が損なわれない対応や制度づくりが必要だと考えます。大田区は多文化共生を掲げて推進していくのであれば、観光振興か区民の生活環境のどちらかに偏るのではなく、行政の役割として両方を成り立たせる制度づくりが必要ではないでしょうか。東京都も、2026年7月から、騒音などの迷惑行為、衛生、安全、民泊開設への住民相談、違法民泊の通報を一元的に受ける東京都民泊コールセンターを開設しています。都全体としても問題への対応を強めていることが分かります。また、大田区では、民泊等の制度改正案について8月15日から9月4日に意見公募手続き、つまりパブリックコメントを募集したばかりです。

区民の不安を解消し、地域との共生を図るため、民泊事業の今後の方針についてお聞かせください。

続きまして、港区で発生した食中毒について質問します。

先月、8月22日、23日に港区で開催された麻布十番納涼まつりの際に発生した食中毒が問題となっています。会場で販売された冷やしカニラーメンを食べた方から下痢、腹痛、発熱などの症状が相次ぎ、9月3日時点で公表されている患者数は78人、内訳として男性が48人、女性が30人で、うち3人が入院となり、保健所に体調不良の届出があった人数は116人を超えています。大田区でも年間にいくつものイベントなどで多くの飲食店が出店されていますので、今回の港区で起きた事故と同様の事案が起きないようにしていただきたいと考えます。

東京都と港区の発表によりますと、原因となったのはサルモネラ菌による食中毒と発表されています。複数の患者からサルモネラ菌が検出されていること、調理、ラーメンの提供に従事した従業員からもサルモネラ菌を検出、患者と認定された78人については冷やしカニラーメンを共通して食べていたことなどを根拠として、食中毒と断定しています。区内イベントなどで飲食の提供をする場合の申請時に冷やした料理は提供できない等の規定や臨時出店という制度を厳格にしていれば、今回の港区の問題は事前の申請時に防げたのではないかという声が港区長にたくさん寄せられているとお聞きしました。お祭りやイベントは、地域のにぎわいを創出し、人と人とのつながりを深める大切な機会だと思います。

また、多くの来場者に飲食物を提供する以上、食の安全をどのように確保するのかという視点も欠かすことはできないと思います。区内でも、年間を通して地域のお祭りや商店街のイベントなど多くの催しが開催され、様々な形で食品が提供されているので、港区の事案は大田区にとっても他人事ではないと考えます。本区で区内イベントを行う際には、食品等事業者からの申請にどのような対応がなされているかを伺います。ありがとうございました。（拍手）

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○酒井健康政策部長 私からは、民泊事業の今後の方針についてお答えいたします。

区は区民の生活環境を守る観点から民泊制度の規制強化を行うためガイドラインを改正し、本年4月1日に施行いたしました。これに基づき事業者へ指導を実施するとともに、相談があった場合には速やかに事業者への連絡や現場確認を行い、指導、改善報告書の徴取など厳正な対応を行っております。また、国の民泊事業の適正運営に向けた通知等を踏まえ、住宅宿泊事業法及び旅館業法の民泊に関する各施行条例の改正に向けたパブリックコメントを実施し、多くの区民の方からご意見をいただいているところでございます。

今後に向けては、既に区長から答弁をさせていただいておりますが、区は特区民泊を含む民泊施策の総括並びに今後の民泊事業の方向性について検討する考えであり、国や関係機関との協議、調整などを行いながら今後の在り方を取りまとめてまいります。私からは以上です。

○吉村保健所長 私からは、食中毒予防対策についてお答えいたします。

区では食品衛生法に基づき大田区行事における臨時営業等の取扱要綱を定め、イベントにおける食中毒予防対策を実施しております。まず、縁日、祭礼などで食品を提供する場合、出店店舗ごとに営業の許可が必要となります。提供可能な食品は、食中毒発生のリスク低減のため生ものは提供しないとともに、かき氷等の加熱できな

い商品を除きまして提供直前に加熱処理を行うことを要綱に規定しております。原材料の仕込みは衛生環境の整った場所で行うことも定めております。また、御会式や酉の市などの大規模なイベントでは保健所の食品衛生監視員が直接、営業者の監視指導を行っております。次に、国、東京都、大田区や地域団体等が関与し、公共の目的を持って開催される行事や学園祭等のイベントではそれぞれ主催者より行事開催届や催事届を提出させております。いずれのケースにおいても食中毒予防に関する指導、助言を行っております。

区は区民の皆様が楽しいひとときを過ごすイベントにおいて安心して飲食ができるよう、適切に対応しております。私からは以上です。

○遠藤資源環境部長 私からは、ごみに関するお問合せ及び適正なごみの排出に向けた対応に関するご質問にお答えいたします。

区民の皆様からは、日々、ごみや資源に関する多くのお問合せをいただいております。例えば集積所に関する内容といたしましては、指定された日以外に指定された種類以外のものが排出されている、いわゆる不適正排出や、カラスなどの鳥獣被害、また、空きかんをはじめとした資源の持ち去りに関することなどがございます。ごみの分別に関することといたしましては、最近は特にモバイルバッテリーなど小型充電式電池の処分方法に関するお問合せなども多くいただいている状況でございます。不適正排出など課題のある集積所につきましては、注意を促すための看板設置や職員によるふれあい指導の実施、監視カメラの設置などの対策を行っており、これらは今後も継続してまいります。

ごみ出しルールに関する周知につきましては、現在、資源とごみの分け方、出し方をまとめた冊子の配布やごみ分別辞典などの機能を搭載したアプリの普及、また、集積所に多言語の案内表示を設置するなどの対策を行っております。冊子につきましても、多言語対応として英語、中国語など6言語に翻訳した簡易版を配布しておりますが、今年度はQRコードを読み取ることにより15言語に翻訳できる仕組みを導入することで、外国人区民の皆様への周知を一層強化してまいりたいと考えております。そのほか、本年度から新たに開始した小型充電式電池のボックスによる拠点回収や立体型防鳥用ネットの貸出し事業なども含め、安定的な清掃事業に向け、引き続き総合的な対策を講じてまいります。私からは以上でございます。

○伊佐治副議長 次に、33番松原 元議員。

〔33番松原 元議員登壇〕（拍手）

○33番（松原 元議員） 大田区無所属議員団の松原 元でございます。

私はこれまで、一つの商店街や行政区域だけにとらわれず、区民の皆様には地域を歩いていただき、その行動を地域の活性化につなげていくという趣旨の質問を行ってまいりました。この間、大田区でも自治体の区域を超えた取組が着実に積み重ねられてきました。品川区とは長原、洗足池と旗の台、荏原町などをつないだ地域回遊が行われ、過去には品川区が主催し、大田区の洗足池、勝海舟ゆかりの地を出発点とし、伊藤博文、坂本龍馬へと幕末、明治の歴史をたどるまち歩きも行われております。大田区の北部、大岡山においては、地名は目黒区にありながら大岡山駅や繁華街は大田区側にあり、行政区域で分ければ別々であっても歴史や日々の暮らしの中では一つの地域としてつながっている、こういった分かりやすい事例がございます。

大田区には、このほかにも馬込文士村をはじめ古墳、史跡など、地域を歩き、さらにその先を探索するきっかけとなる資源が数多くあります。多摩川下流域に広がる荏原台古墳群として見れば、大田区が多摩川台古墳群から世田谷区の野毛大塚古墳などへ関心を広げていくことができます。私は、今後はそれぞれの取組を1度のイベントとして終わらせるのではなく、これまでの連携をさらに活かすとともに、これから訪れる大きな機会も捉えながら継続的な回遊や再訪へつなげていく必要があるのではないかと考えております。そうしたまち歩きの積み重ねが相互の地域への理解や愛着を深め、再訪や地域での消費にもつながっていくのではないのでしょうか。

そこで伺います。大田区がこれまで積み重ねてきた地域回遊や他自治体との連携をさらに一歩進めてはいかがでしょうか。1度のイベントで完結するのではなく、一つの地域を訪れたことをきっかけに関連する歴史や文化をさらに探求し、別の地域へも足を運び、その過程で商店街などを利用し、再訪にもつながっていく、こういった取組へ発展させていただきたいと私は考えております。また、古墳や歴史上の人物など自治体を超えて共通す

る歴史や地域資源がある場合は、隣接区はもちろん隣接しない他自治体とも連携の幅を広げ、継続的に地域を巡るきっかけをつくっていただきたいと思いますと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

この考え方は地域の交通についても同様であります。現在、田園調布地域では新たな地域内交通の導入に向け検討が進められております。田園調布は世田谷区、目黒区と接し、自由が丘や奥沢なども身近な生活圏です。

そこで伺います。現在、田園調布地域で進められている地域内交通の検討をはじめ区境に近い地域の交通施策を考える際には、大田区内だけを前提とするのではなく、自由が丘や奥沢など隣接区の駅や商業地も含め住民が実際にどこへ移動しているのか、その生活動線を把握していただきたいと思いますと考えています。また、その中で区境を越えた移動への需要を確認された場合には、近接自治体や交通事業者との連携についても検討をしていただきたいと思いますと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

最後に、新空港線について伺います。

私は前期、19期の途中から新空港線整備に賛成する立場を明確にし、その実現を後押ししてまいりました。昨年10月には第一期整備の速達性向上計画が国から認定され、都市計画や環境影響評価など事業は具体的な段階に入っています。その前進を大いに評価いたします。

一方で、過去には事業化や鉄道事業許可まで進みながら中止に至った鉄道計画もあります。近隣の事例を挙げますと、以前、津田議員がこの場でお取り上げになった川崎縦貫鉄道は、事業着手が長期化し、その間に市の財政状況が変化し、大きな財政負担が課題となり、最終的に計画が廃止されました。ほかには千葉都市モノレールの病院ルートなどは需要予測や整備費の再検証により費用便益比が0.87となり、運営会社の長期的な経営への影響を踏まえ、2019年に延伸計画が廃止されております。同様の事例はほかにも確認ができます。

私はこうした事例をもって不安をあおりたいわけではありません。むしろ、新空港線を確実に実現したいからこそ、他都市で事業を止めた要因が新空港線ではどう管理されているのかを確認しておく必要があると考えます。さきの定例会では同じ会派の伊藤つばさ議員が新空港線の未来を案ずる思いから物価上昇や建設資材価格への対応についての質問を行い、区からは、コスト縮減を進める一方、現時点では物価上昇のみを理由として定期的に事業費を見直す必要はないとの答弁がありました。私も名目的な事業費の増加だけをもって事業性が損なわれるとは考えていません。

しかし、事業の長期化、自治体の財政負担、需要や費用対効果、事業主体の長期収支への影響は新空港線でも無関係ではありません。そして、第一期については国の認定を受け今後の工程も具体的に見えてきましたが、その一方で、京急空港線との接続を目指す第二期については区民から見ると現在どこまで進んでいるのか見えにくい状況であります。しかし、新空港線は第一期の完成だけをもって終わるものではなく、空港へつながる第二期こそ大田区の将来のまちづくりにとって大きな希望になると考えるところです。

そこで伺います。第一期整備について、工期の長期化による事業費や区負担への影響、需要の下振れによる費用便益比や羽田エアポートラインの資金計画への影響について、現在、どこまで検証されているのでしょうか。区の見解を伺います。また、第二期について、現在どの段階まで検討が進んでいるのか、どこを目的に目指し検討を進めているのかの区の認識を伺います。以上です。(拍手)

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○中村スポーツ・文化芸術担当部長 私からは、地域回遊性の向上、他自治体や商店街との連携についてお答えします。

区では時機を捉えた事業として大森、馬込、池上、洗足池地域でのOMAISEN PROJECTを展開しており、地域の回遊性向上とともに各関係主体との連携強化を図っております。まず、宇野千代がモデルとして描かれるNHK連続テレビ小説「ブラッサム」関連では、音声ガイドやAR技術を活用した体験型コンテンツ馬込文士村公式アプリまごめぐりを10月1日にリリースいたします。アプリ内での謎解きなど商店街への誘客を促す仕掛けにより回遊性を高めるとともに、ドラマ終了後も持続する取組の充実を図ってまいります。また、地域の商店街におけるリーフレットの配布をはじめ、現在、大田観光協会が進めている地域資源をテーマとした「大田の“新名物”プロジェクト」との連携など、地域活性化に資する取組を展開してまいります。次に、大河ドラ

マ「逆賊の幕臣」関連では、ドラマの知名度を活かした地域ブランド向上を目指し、より広域的な自治体との連携を検討しております。

いずれの取組におきましても、この千載一遇の契機を最大限に活かすとともに将来につながる持続可能な事業を見据えた検討を重ねてまいります。今年度の朝ドラや大河ドラマという大きな好機を起点として区の多様な魅力を広く発信し、地域経済の活性化はもとより区民の皆様が誇りと愛着を持っていただけるように着実に事業を推進してまいります。

○**杉山まちづくり推進部長** 私からは、行政区域をまたいだ交通の自治体連携等に関するご質問にお答えさせていただきます。

深刻化する運転手不足など、地域公共交通を取り巻く状況が大きく変化する中におきましては、地域の輸送資源などをフル活用し、多様な主体と連携しながら効率的かつ利便性を確保した交通ネットワークの構築は大変重要だと考えてございます。交通不便地域の改善に向けて地域の皆様の移動実態や交通ニーズを広く把握するために実施したアンケート調査では、買物や通院など日常生活を支える身近な生活圏に関して区内に限らず調査しており、この調査結果を踏まえ、地域内交通の検討を進めております。

近隣自治体との連携につきましては、国では交通空白の早期解消に向けて複数の自治体や交通事業者等との交通サービスの共同化、協業化の取組を後押ししてございます。また、東京における地域公共交通の基本方針（改定に向けた中間まとめ）におきましては、課題として、地域住民の生活圏は行政区域をまたいで形成されており、コミュニティバスなどは複数の自治体が連携して運行を拡充していくことが必要などとされており、今後の主な取組として、複数の自治体にまたがるバス路線等の課題解決に向け、区市町村が連携した取組を促進などとうたわれてございます。

区といたしましては、引き続き、既存交通や次世代モビリティなど、多様な交通手段との連携や新たな技術を活用しながら、地域の皆様や近隣自治体、交通事業者をはじめとする多様な主体とこれまで以上に連携、協働し、交通不便地域の改善に取り組んでまいります。私からは以上です。

○**和田鉄道・都市づくり部長** 私からは、新空港線事業に関するご質問についてお答えいたします。

まず、需要の下振れなどに関する検証作業についてですが、新空港線事業は令和7年4月に国から都市鉄道利便増進事業として認可を受けておりまして、その際に実施した費用便益分析の一環として総需要、総費用などがそれぞれ10%増減した場合や建設期間が1年増減した場合の感度分析を行っており、その結果を踏まえ、国からは種々の社会経済状況の変化を加味しても社会的効率性の観点から有益な事業と評価されております。

このため区としては、現段階において必要なリスク評価は適切に行っていると考えており、引き続き、社会経済情勢の変化を注視しつつ、関係機関と連携し、適切に事業を管理、推進してまいります。

次に、二期整備についてですが、区は二期整備につきましても新空港線の整備効果を最大限に発揮するために必要不可欠と考えておりまして、軌間幅の違いなどの課題を踏まえて、フリーゲージトレインや三線軌条による方法などの接続方法について検討を進めております。また、接続箇所につきましては、平成28年の交通政策審議会の答申において記載されている大鳥居の接続を基本としつつ、複数の接続箇所を想定して検討しているところであり、現在は選択肢の絞り込みを行っている段階にあります。

当面の目指すところについては、国の交通政策審議会の答申での位置づけが重要となると考えており、引き続き、関係機関と連携しながら検討を着実に進めてまいります。

○**伊佐治副議長** 次に、41番庄嶋孝広議員。

〔41番庄嶋孝広議員登壇〕（拍手）

○**41番（庄嶋孝広議員）** 立憲民主党・無所属大田区議団、庄嶋孝広です。会派名も新たに心機一転、質問いたします。

今年、令和8年は、千葉豪雨をはじめ例年以上に全国各地で豪雨災害が相次いでいます。道路の冠水や車両の水没などで命を落とされた方々も出ています。世界に目を向けても、気候変動によりヒマラヤの氷河崩落による土石流など未曾有の災害をもたらしています。国連環境計画も気温上昇がパリ協定の1.5度目標を超えようとし

ていると報告しました。脱炭素に取り組むとともに現実に関わり得る災害への対策が一層求められています。

本区でも、1年前の令和7年9月11日、初の記録的短時間大雨情報が発表され、1時間最大116.5ミリの集中豪雨により内水氾濫が発生し、上池台をはじめ区内各所で703件もの浸水被害に見舞われました。その後、区は止水板設置助成を新設し、現在、豪雨対策基本方針の策定を進めています。もっとも短時間で危機に直面する豪雨災害は、土地の高低差など地域の地形や環境に大きく左右されます。自分の住む地域や働く地域の特性を知り、事前の備えや避難行動に活かすことが重要です。昨年の豪雨の際、私の地元、新井宿の中央でも池上通りが一時冠水し、住宅や店舗の浸水被害が発生しました。さぽーとぴあ前の公園ではマンホールから水が噴き出すなど、台地部と低地部の境目に位置する水害リスクを再認識させられました。地域の皆さんと対話する中で、昭和60年の集中豪雨で下水管に流されて亡くなられた方の話が今も語り継がれています。その後、馬込雨水幹線が整備されて被害は減りましたが、こうした地域の水害の歴史を知ることは防災意識を高める上で極めて重要です。

その意味で、区ホームページで公開されている浸水実績図は、ハザードマップ以上に住民個々の体験や記憶をオーラルヒストリーとして引き出す貴重なツールとなります。さらに、今年度、区が導入を進めるデジタルツイン技術を活かしたP L A T E A Uを活用すれば、3Dによる直感的な水害リスクのシミュレーションが可能となります。こうしたツールを整えた上で、特別出張所が地域の主体と協力し、地域力推進地区委員会や防災訓練などで活用していくことが重要と考えます。

そこで伺います。豪雨対策に取り組むに当たり、地形などの地域特性に即した水害リスクを区民や事業者が理解することが重要であると考えますが、どのように取り組みますでしょうか。

次に、豪雨対策におけるグリーンインフラについて伺います。

私は、5年前の令和3年第3回定例会の一般質問において、グリーンプランおおたの改定に当たり、グリーンインフラの持つ多様な機能を位置づけるよう提案しました。その後、区は、令和7年3月にグリーンインフラ事業計画を策定し、令和8年度中のグリーンインフラガイドライン策定に向けて取り組んでいるところです。

現在策定中の大田区豪雨対策基本方針は東京都豪雨対策基本方針を参考にしていますが、都と区では果たすべき役割が異なります。東京都が河川や下水道の整備を優先するのに対し、大田区が最も主体性を発揮できる施策として筆頭に掲げているのが流域対策です。流域対策は、雨水を一時的に貯留浸透させ、下水道や河川に流す量を減らしたり、時間を遅らせたりすることを地域で行うものです。従来の浸透ます、浸透トレンチ、雨水タンクに加え、雨庭、レインガーデンや緑溝、バイオスウェルといった自然の力を活かすグリーンインフラの導入が求められます。

他自治体に先行して取り組んできたのが世田谷区です。私も折に触れ、視察してきました。シモキタ雨庭広場、玉川野毛町公園拡張地の雨庭の森、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ、うめとぴあなど、シンボリックなグリーンインフラ施設を設けています。また、東京都の助成金も活用し、グリーンインフラ学校を開催して、実践的なノウハウを学ぶ機会を設け、住宅などでの雨庭の設置を後押ししています。グリーンインフラガイドラインでは例えば100平方メートルの戸建住宅では3立方メートルを必要対策量とし、具体的には浸透ます2個、浸透トレンチ4メートル、雨庭1か所でクリアできると取組の目安を数値で見える化しています。区内全域で対策が取られれば時間40ミリ相当の対策となり、東京都が区部で目指す時間85ミリ対策においても大きな推進力となります。このようにグリーンインフラ推進には区民や事業者との協働が不可欠です。

しかし、先日傍聴したグリーンプランおおた推進会議に示されたガイドライン案では、区民等の役割が明確化されておらず、委員からも同様の指摘がありました。

そこで伺います。区が主体的に豪雨対策、とりわけ流域対策に取り組む上で、区民とともにグリーンインフラを進めることが重要であると考えますが、どのように取り組みますでしょうか。

最後に、地域資源を活かした生涯学習について伺います。

本区では各地区における地域学講座など、学んだ仲間と団体をつくり、地区の年表の作成、写真や地図の収集、聞き語りの記録などを行い、定期的に発表する活動が見られます。

昨年度9月の生涯学習ウィークでは、京都芸術大学元副学長でもある本間正人先生による「100年人生を楽し

く学ぼう！」と題した基調講演が行われました。10代、20代で得る最終学歴以上にその後の長い人生の中で更新し続ける最新学習歴こそが重要であるとお話に、私も今後の人生が楽しみになりました。人生100年時代において生きることは学ぶことであり、生涯学習の意義はかつていないほど高まっています。とりわけAIが効率的に物事を処理する時代だからこそ、あえて時間をかけてじっくり学び、他者や環境としっかり関わり合うことに人間らしさが表れるのではないかと考えます。

現在、区では来年度からの次期生涯学習推進プランを策定中です。これに先立ち実施された生涯学習に関する基礎調査では、生涯学習のために重要な場所として公共施設を選んだ人が73.1%に達しました。2位の民間施設や3位のオンラインの倍以上です。こどもから高齢者まで生涯にわたるウェルビーイングな学びには、身近な場所で過度なコストをかけずに学べる環境が不可欠です。既に文化センターでは、令和5年度から社会教育指導員が巡回し、相談会や講座を開催するなど、より開かれた生涯学習の拠点とするための着実な改革が進んでいると承知しています。

私はさらに一歩進め、区のあらゆる施設が持つ地域資源を題材として学びの機会を広げることが重要だと考えます。例えば、新たに設置されている複合施設内の区民活動施設です。区民活動施設条例の第1条には、設置目的として、文化活動や地域活動と並び生涯学習が明確に掲げられています。令和6年12月にオープンした大森北四丁目複合施設スマイル大森内の大森北区民活動施設では、今年、令和8年の大森駅開業150年に合わせ、大森のまちをテーマとした通年講座「まちとみちのひらき方」を展開しています。また、読書会スマイル大森BOOKクラブでは、NHK連続テレビ小説「ブラッサム」の放送が始まることにちなみ、馬込文士村ゆかりの作家を取り上げています。私もドラマのモデルである宇野千代の作品「色ざんげ」を読む会に参加しました。いずれの講座も、地域の学習支援者の下、様々な区民が集う場となっています。また、田園調布せせらぎ館では田園調布せせらぎ公園の豊かな自然を活かしたせせらぎウォークや夏休み恒例のセミの抜け殻集めなども行われています。いずれの施設も、指定管理者の工夫により文化や自然を活かした地域密着の学びが実践されています。このように、次期プランの策定に当たっては、従来の社会教育施設はもちろんのこと、こうした多様な施設や地域資源を幅広く位置づけることが求められます。

そこで伺います。人生100年時代に身近な地域資源を活かした学びを充実させるために、幅広い主体、施設が生涯学習の役割を発揮することが重要であると考えますが、どのように取り組みますでしょうか。

結びに、生涯学習に絡めて、本日、9月16日は明治10年にモース博士と日本人の弟子たちが大森貝塚の発掘調査を初めて行った日から149周年です。そんな記念日に大田区立郷土博物館で「大森貝塚と大田区」と題した特集展示がスタートするという粋な計らいに感謝し、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○千葉危機管理室長 私からは、水害リスクの区民等の理解促進に関する質問にお答えいたします。

豪雨対策において地域ごとの地形の特性や浸水リスクを行政による下水道整備などと併せて正しくご理解いただくことは、自助、共助を進める上で極めて重要でございます。そのため、地域ごとの特性を踏まえ、具体的に分かりやすい情報提供を行っていく必要があると考えております。区では大田区防災ハザードマップに洪水や高潮の浸水想定区域をお示ししているほか、令和7年9月11日の大田区豪雨までの浸水箇所を反映した浸水実績図を区ホームページで公開するとともに、防災セミナーや出張講座等で地域特性に応じた災害リスクの周知啓発に取り組んでおります。さらに、今年度、新たに3Dハザードマップを作成し、地域の危険性をよりリアルに確認できるようにいたします。

今後は、防災イベント等における視覚的、体格的にリスクを体感できるコンテンツの活用を進めることで、地域内での情報共有を促してまいります。引き続き、関係機関、地域団体、学校、事業者等との連携を一層強化し、地域特性に即した実効性のある豪雨対策を着実に進めてまいります。私からは以上です。

○中村スポーツ・文化芸術担当部長 私からは、身近な地域資源を活かした学びの充実についてお答えいたします。

人生100年時代を見据え、区民の主体的な学びを後押しし、学びをきっかけとして人と地域がつながり、地域

力を向上していくことは重要であると認識しております。区では現在、おおた生涯学習推進プランに基づき区全域を学びの場と捉え、生涯学習の環境づくりを進めております。学びと地域のつながりを相乗させる二つの大きな取組として、第1に、地域拠点の活用です。文化センターを身近な学びの拠点として、社会教育指導員が相談や学習機会を通じ、学びのきっかけづくりや社会教育団体とのつながりを紡ぎ、主体的な活動の後押しを進めております。もう1点は、地域資源のネットワーク化です。地域の歴史、文化、自然などを掘り下げ、大学、企業、NPOなど、専門的な地域人材の登用により、地域づくりに資する取組を進めております。また、スマイル大森をはじめ区民活動施設では、特別出張所とも連携し地域のつながりを活かした事業を展開しております。

今後は生涯学習情報サイトおおたまの森での発信やコーディネート機能も活かし、学びの拠点とネットワークを有機的に結びつけ、学びの環境づくりに取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○遠藤資源環境部長 私からは、グリーンインフラに関するご質問にお答えいたします。

近年、気候変動の影響により、短時間に非常に強い雨が降る局地的豪雨が増加しており、本区におきましても、区民の生命と財産を守るため、豪雨対策を一層強化していく必要があると認識しております。豪雨対策は、下水などの整備を着実に進めることに加え、雨水をできるだけその場で受け止め、浸透させ、貯留する流域対策を区民、事業者、東京都、関係機関などと連携して進めることが重要でございます。その中で、自然の持つ水循環の機能を活用するグリーンインフラの導入は雨水流出の抑制に加え、ヒートアイランド対策、緑化の推進、生物多様性の保全、景観の向上、さらには区民の憩いの場の創出にもつながる多面的な効果を有する取組であると考えております。

区では、令和7年3月に策定したグリーンインフラ事業計画を基に技術的手引書としてグリーンインフラガイドラインの策定を進めております。その中で、雨水貯留や浸透機能の確保などの施策は区民や事業者と課題を共有して取り組む必要があります。このため、ガイドラインの策定に当たっては区民とともに取り組むことのできる事例やその効果を分かりやすく整理して掲載する予定でございます。ガイドライン策定後は積極的な周知を図り、グリーンインフラの認知度を上げ、区民や事業者の皆様との協働によるグリーンインフラの推進に努めてまいります。私からは以上です。

○伊佐治副議長 会議が長くなりましたので、しばらく休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時開議

○鈴木隆之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けます。4番しおの目まさき議員。

〔4番しおの目まさき議員登壇〕（拍手）

○4番（しおの目まさき議員） まず、新空港線整備事業について質問します。

新空港線整備事業は、昨年10月に羽田エアポートライン株式会社と東急電鉄株式会社が提出した速達性向上計画が国土交通省の認定を受けました。交通政策審議会答申第198号において新空港線整備事業は国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトの一つに位置づけられており、JR京浜東北線、東急多摩川線及び池上線蒲田駅と京急蒲田駅間のミッシングリンクを解消し、国際競争力強化の拠点である渋谷、新宿、池袋などはもちろん東京都北西部、埼玉県南西部に至るまでの各地と羽田空港とのアクセス利便性の向上に寄与するとともに、蒲田・京急蒲田地区をはじめとした地域のさらなる発展などに資するものとされています。本当について新空港線整備事業が事業化されたのであります。

さらに、区長の開会挨拶にありましており都市計画素案説明会が本年7月中旬に開催され、多くの区民が参加されたと聞いております。この都市計画素案説明会は、新空港線の実現により区内外の移動が便利になり、東京圏に広がる新しい鉄道ネットワークが生まれるとともに沿線のまちづくりを行うきっかけとなり、地域の活性化にも大きく寄与するため、大田区の都市づくりを進める上での重要な施策の一つになっているとの理念に基づき、東急多摩川線矢口渡駅付近から東急多摩川線を地下化し、東急、JR蒲田駅の地下及び京急蒲田駅付近の延長約2キロの区間について、新たな都市計画を定める計画の素案を作成し、説明会として開催されたものであり

ます。その説明会の中では、検討の進捗を踏まえ、蒲田駅や（仮称）蒲田新駅の構造や留置施設など、新たな情報も示されました。

そもそも国内外から多くの人々が訪れる羽田空港周辺及び羽田空港から一番近いターミナル駅である蒲田駅周辺双方のまちづくりは、東京全体の中でも重要な位置づけにあります。今までも何度となく強調し、再確認してきたように、駅ビルの再整備の必要性に加え、蒲田のまち全体の機能更新を図るためにも、新空港線整備事業は100年に1度とも言えるような絶好のチャンスであります。つきましては、大田区の悲願である地域空港線整備事業を進めるに当たり、沿線住民の理解を得ながら財源を確実に確保しつつ効率的かつ効果的に進めていくためには、やはり行政、関係事業者、地域が知恵を出し合い、共に連携を強化することが必要となる場所であると考えます。新空港線の整備は大田区、そして区民の未来のために非常に重要な事業であり、だからこそ大田区は引き続き区民の皆様に対してより丁寧に説明を尽くし、正しく理解していただかななくてはなりません。

そこで伺います。都市計画素案説明会が開催されての受け止めと今後の情報発信の進め方や財源の確保策について、区の考えを伺います。

子育てNo.1の大田区について質問します。

子育てといっても教育の充実、子育て支援、こどもたちの居場所づくりといった広義の意味での子育てNo.1を推進、実現するために、私からは例えば地域丸ごと子育てとでも掲げさせていただき、以下、質問させていただきます。

まず、こどもの居場所についてであります。大田区には74ものこども食堂があります。どのこども食堂も、もちろんこどもがメインではあれど、どなたでもどうぞとなっているところがほとんどです。食事代もこどもは無料あるいは100円程度、大人は無料、有料、様々です。

私も大森第三小学校で月2回開催されているきょうもおいでに毎回参加させていただいています。社会教育団体であり、子育て支援、高齢者福祉及び障がい者自立支援を伴うふれあいこどもクラブが共催しています。きょうもおいでの食事は、こどもは100円、大人は300円です。また、今年の8月も、夏休み中のこどもたちのために夏休みこども応援団を4回開催しました。地域の多様な世代の大人が連携して学習支援のほか、ゲームや折り紙教室など、多様な体験型プログラムを実施していることは、こどもたちの豊かな情操教育の観点からも、保護者の就労支援の観点からも極めて高く評価されてしかるべきであります。さらに、流しそうめんやスイカ割りといった季節感満載の食事などもあり、どの子も目を輝かせて楽しんでいる姿を見ると、AIが今後どれだけ世の中を席卷しても、いつの時代もこどもたちの童心は変わらないと感じるところであります。地域の大人が主体となって企画、運営に携わる姿はこどもたちにとって安心感を与え、自己肯定感を育む大変すばらしい機会となっております。ちなみに、4回のうち2回も教育総務部山田部長がおいでくださいました。きょうもおいでも通常はこども食堂と高齢者等の居場所づくりとなっており、こどもたちだけでなく障がいのある方や高齢者の皆さんも世代や立場を超えて同じ場に集い、遊び、食事をし、学び合っています。こどもにとっては地域に見守られているという安心感が、高齢者や障がいのある方にとっては誰かの役に立っているという実感が同じ空間で同時に生まれています。これはまさに大田区が目指す子育てNo.1と誰もが取り残されない地域社会の姿が重なり合う瞬間だと思います。

こどもの居場所といえば児童館ではありますが、大田区児童館構想により大森南児童館の廃止が決定いたしました。ところが、地域では児童館という一つの箱が閉じようとも既にこどもたちを受け止める場所が育っていました。大森東地区どこでも児童館であります。大森第四小学校、大森南図書館、子どもの学び場E n n e、そして「こども食堂m o i !」といったところが自発的につながり、こどもたちの居場所を支え合っております。私自身もこれらの活動には可能な限り顔を出し、地域の皆様の取組を見守らせていただいています。ちなみに、こちら各会場で夏休み特別企画が開催されました。児童館という施設がなくなっても子育ての機能は失われない、むしろ地域のあちこちに居場所が広がっていくものと期待します。以上を鑑みるに、まるで地域で丸ごと子育てしているかのようなものだとも考えられるかもしれません。こうした現場に共通するのは地域の中から生まれ、育ってきたという点ですから、今こそ行政の役割は既に地域にある点を線へ、そして面としてつなぎ、

次の世代に引き継げる仕組みにしていくことだとも考えます。

そこで伺います。小学校や様々な居場所で行われている夏休みの体験プログラムの成果を区ではどのように分析し、今後の子どもたちの学びや成長に反映させていくお考えでしょうか。単発のイベントにとどめず、学校を地域団体と連携した通年型の多世代交流拠点へと進化させるための今後の教育委員会の展望をお聞かせください。こども食堂やどこでも児童館のように地域主体で生まれたこどもの居場所づくりの取組について、区内の展開状況と担い手の継続的な支援の考え方をお聞かせください。

今こそ高齢者の居場所づくりと子育て支援を融合させる多世代共生型コミュニティを形成していくべきであります。大田区には多くの地域活動団体がありますが、これらをつなぐ地域福祉コーディネーターの役割をさらに強化し、世代間をつなぐプラットフォームとして活用していくべきであります。シルバー人材の社会参加、地域の伝統文化の継承なども含め、これまで別々に進められてきた施策を多世代交流という視点で横断的につなぎ、地域の担い手同士が出合える仕組み、すなわち高齢者施策と子育て施策を横断的に連携させ、地域力を最大化するための組織体制や支援策を力強く更新していくべきと考えます。子育て施策における多世代交流について区のお考えを伺います。

大田区立中学校部活動の地域連携、地域展開について伺います。

この夏、大田区にとって誠に喜ばしい、私にとっても感無量のニュースがありました。大田区立中学校部活動の地域連携、地域展開のモデル事業として誕生したO. T. A Dance Teamの精鋭、O. T. AWINGSが、このたび全日本小中学生ダンスコンクール東日本大会において金賞を受賞し、さらに全国大会へ出場を果たすことになりました。3年前、創設半年で金賞を受賞するも全国大会は逃しました。2年目は惜しくも銀賞に終わり、3年目にしてついにつかんだ悲願の全国大会出場であります。あるいはたった3年でつかんだ歴史的快挙とも言えます。このことは大田区だけではなく文部科学省が全国に推し進める部活動の地域連携、地域展開にとっても、きっと文化省からも高く評価していただけたと思いますが、それこそ全国に誇る金字塔であると思います。本当におめでとうございます。

このダンス部の指導を担っていただいているのは世界で唯一のダンスのプロリーグ、Dリーグで活躍しているプロのダンスグループ、SEGA SAMMY LUXであります。私はかねてよりご縁があり、4年前からDリーグを観戦し、SEGA SAMMY LUXを応援してまいりました。3年前からは、私の地元、貴船神社夏季大祭奉納演芸にもご出演いただくようになり、大森第一小学校150周年では祝賀会及びこどもたち向けの全校集会にもお越しいただき、ダンスパフォーマンスを披露していただきました。まさにこどもたちや地域にダンスの魅力、楽しさを伝えるべく種をまき続けてくれているところであります。ダンスは楽しむだけでも素晴らしいことではありますが、いざ競技となると、本人の努力はもちろんのこと、指導者も極めて大切であります。その点、SEGA SAMMY LUXは全国大会出場を公言し、実現させたとおり、指導者としても極めて有能だということが今回明らかになったところであります。

そもそも鈴木晶雅区長は都議会議員時代からブレイキンをはじめとするダンスカルチャーに必ず光が当たる時代が来ると見据え、国内のアーバンスポーツを統括する団体の代表理事として活動してこられました。その慧眼と情熱が大田区の部活動という形で実を結んだのだと私は感じております。私自身もこの3年間、O. T. A Dance Teamの体験入部会や発表会に積極的に足を運び、こどもたちのダンスパフォーマンスを観覧し応援してまいりました。2年前からは指導者、SEGA SAMMY LUXと共に貴船神社のステージに立ってもらい、昨年は共にOTAふれあいフェスタに出演を果たしました。貴重な発表の場であると同時に、プロでもある指導者との共演という大きな刺激、励みにもなっていると思います。また、今年7月のSEGA SAMMY LUXワンマンライブでは品川インターシティホールに1000人のお客様が集い、ありがたいことに鈴木晶雅区長、セガサミーが本社を構える品川区の森澤恭子区長、品川区議会、渡辺ゆういち議長と共に私も招かれ、我々も仲よくすばらしいダンスパフォーマンスに酔いしれ大盛り上がりする中、O. T. A Dance Teamの卒業生及び部員もサプライズで出演を果たし、大きな感動を与えてくれました。

こうして、区立中学校のまだ創設から日の浅い部活が私立の学校をはじめ全国の強豪がひしめく舞台に立つこ

とになりました。この快挙は部活動の地域連携、地域展開が縮小ではなく新しい可能性であることを何より雄弁に証明してくれたものと思います。こどもたちの健やかな成長にも子育てにも大切なことは様々あるとは思いますが、子育てNo.1の大田区にとってこどもたちが大いなる夢や希望を持つことも大切なことなのだと痛切に感じます。今回の子どもたちのひたむきな努力と指導者、保護者、そして地域の皆様の支えに心からの敬意と祝福を申し上げます。

そこで伺います。部活動の地域連携、地域展開におけるモデル事業としてのO. T. A Dance Teamの全国大会出場という成果を踏まえ、ダンス部及び本年、創部されたオンライン将棋部は引き続き力強く活動していくと同時に今後ますます部活動の地域連携、地域展開を推進させていくべきものと考えますが、指導者確保等、大田区の今後の展望をお聞かせください。部活動の地域連携、地域展開については、さらにほかの競技、分野にも広げていくべきではないか、例えばeスポーツやバトミントンなど、様々な競技、分野が頭を駆け巡りますが、ぜひとも次なる部活動を検討していただくよう要望もつけ加えさせていただきます。

こどもたちが地域の大人に見守られながら健やかに育ち、その大人たちもまた地域の中で役割と生きがいを持ち続けられる、まるで地域丸ごと子育てのような大田区を推進し、こどもたちが夢も希望も抱いて羽ばたいていく、そんな子育てNo.1の大田区となっていくように強く願いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○森岡こども未来部長 私からは、こどもの居場所と多世代交流に関する二つのご質問にお答えいたします。

初めに、地域主体で生まれたこどもの居場所づくりに関するご質問です。こども食堂や地域が主体となって、こどもの見守りや居場所を提供する取組は、地域社会全体でこどもを育む上で極めて重要な役割を果たしていること認識しております。区では、夏休み中にこどもの孤立や孤食を防止する観点から、地域が主体となり、こどもの居場所を提供する団体等を支援する、長期休暇中のこどもの居場所づくり補助事業を実施しております。令和5年度の開始当初は区内10か所での展開でしたが、地域における関心が高まり、令和8年度は20か所に取組が広がっております。本事業は、取組が単発的なイベントで終わることなく、団体の継続的、安定的な活動へとつなげるための支援として位置づけております。令和8年度からは補助期間をこれまでの3年間から5年間に拡充し、活動初期段階における財政的負担を軽減することで、安定的かつ持続的な運営基盤の構築を支援しております。また、議員お話しの大森東地区のどこでも児童館の取組のように、こども食堂や商店街、自治会・町会、地域のものづくりの講師といった多様な主体が連携して、地域のこどもたちへ居場所と体験活動を提供する取組も広がっております。個々の活動が点から面へとつながることで、担い手の確保や活動の多面的な展開につながるものと考えております。区といたしましては、今後も、地域主体の居場所づくりが区内各地に根付き、持続可能な活動として発展していくよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、子育て施策における多世代交流に関するご質問です。多世代交流は、特にこどもにとって、親以外の大人との関わりを持つ貴重な経験となり、極めて有意義であると考えております。多様な価値観や生き方に触れることで、こどもの豊かな成長につながるとともに、家庭や学校とは異なる関係性の中で、様々な世代の方々に見守られ、声をかけていただく経験は、地域への愛着や自己肯定感の醸成にもつながります。こうした認識の下、区では、様々な取組を実施しております。まず、地域で活動する団体同士のつながりを構築するための地域とつくる支援の輪プロジェクトでは、こども・若者、大人が一堂に会し、世代を超えた対話を通じて相互理解と協力関係の醸成を図っています。参加するこども・若者からは、自身の意見を表明でき、それを受け止めてくれる誰かがいる居場所との声をいただいております。新たなつながりが生まれる機会となっていると考えております。また、こども食堂などの地域の居場所のほか、児童館や保育園、近隣の高齢者施設との連携による活動も活発に展開しております。例えばこどもが高齢者の方と一緒に植木の水やりをしたり、昔ながらの伝統的な遊びを教えてもらうなど、様々な活動を通じた交流も行われております。地域全体でこどもが多く世代と関わりを持つ環境整備は、こどもの健全な育ちを支える基盤となる重要な取組です。今後も、様々な機会を活用しながら、多世代交流の機会創出と拡充に取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○和田鉄道・都市づくり部長 私からは、新空港線に関するご質問にお答えさせていただきます。

新空港線について都市計画を定めることは、鉄道整備と駅周辺のまちづくりとの整合を図るとともに、区の負担を最小化するために交付金を確保する上で着実に実施しなければならない重要な手続きでございます。また、新空港線の整備は、区民の皆様の未来のために重要な事業であり、専門的な部分も多いことから、都市計画の手続きを含め、あらゆる機会を活用し、区民の皆様に幅広く丁寧に説明していく必要があると考えております。このため、7月17日、19日に実施した素案説明会では、東京都、羽田エアポートライン株式会社、東急電鉄株式会社と協力しながら、現段階でお示しできる内容について、可能な限り丁寧に説明させていただいたところです。当日は2日間とも300名を超える来場者があり、新空港線の整備に関連したまちづくりの内容を含めまして、たくさんのご質問をいただき、区民の皆様の関心が高いことを改めて強く認識するとともに、ご関心のある内容やご理解されている内容が多様であることを前提に、専門的な内容でも分かりやすくお伝えすることが大切であると感じました。このため、今後の事業の説明については、羽田エアポートラインなどの関係者と連携し、整備内容の検討を着実に進め、速やかに、かつ、分かりやすく説明を重ねてまいります。また、その広報手段につきましては、区民の皆様の疑問に感じている情報や知りたい情報などを把握、整理した上で、PR動画や4コマ漫画などのコンテンツも活用し、区報やホームページ、SNSなどの様々なツールを活用して、多世代の皆様に伝わる情報を発信し、幅広くご理解いただけるよう、関連するまちづくりの内容を含め取り組んでまいります。

さらに、財源については、令和4年の都区合意において、本事業の都市計画決定及び事業認可の後、大田区が本事業を特別区都市計画交付金制度の対象事業とすることができるよう、東京都と大田区は調整を行うとされており、調整を進めているところでございます。引き続き区の負担を可能な限り低減するための取組を積極的に進めてまいります。

○山田教育総務部長 私からは、教育に関する二つのご質問にお答えをします。

まず、学校の多世代交流拠点への進化に関するご質問でございます。地域の方々の取組により、学校を拠点とした子どもたちが参加できるたくさんのプログラムが各地域で実施をされております。教育委員会においても、例年、各小学校で夏休みに子どもたちの個性や能力を伸ばすための講座を開設し、体験活動の充実を図る夏のわくわくスクールの実施を推進しております。子どもたちにとって、こうした体験型プログラムに参加し、地域の多世代の大人と交流することは、日頃の学校でのカリキュラムでは学ぶことが難しい多様な価値観の共有や社会性の習得などにつながっているものと考えております。また、教育委員会では、学校が多世代交流拠点となることにつながる施策として、主に次の三つの視点、コミュニティ・スクールの推進、大田区独自教科「おおたの未来づくり」の実施、学校施設の有効活用の推進の視点で取組を進めてございます。教育委員会としましては、学校と連携して、こうした取組を着実かつ一体的に進めることで、地域の方による学校運営や授業への参画、学校施設の有効活用による地域活動の振興といったことにつながり、ひいては、保護者だけでなく、多くの地域の方にとって学校がより身近になることで、学校がその地域の多世代交流拠点だと実感していただけるようになっていくと考えてございます。教育委員会としましては、引き続き各種施策の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、部活動の地域連携、地域展開に関するご質問です。区では、部活動の地域連携、地域展開の手法として、引き続き、O.T.Aダンスチームやオンライン将棋部の取組をモデル事業として着実に進めるとともに、部活動の充実及び教員の負担軽減を目指し、教員による指導と、事業者や地域の方々などによる指導を組み合わせたハイブリッド型の部活動を区立中学校全校で展開しております。そのような中、区では、地域スポーツクラブや民間事業者などから派遣された指導者による指導、運営を行う民間委託を令和6年度より開始してございます。部活動の委託においては、事業者が抱える専門性のある指導者から質の高い指導を受けることが可能となります。加えて、基本的な部活動の管理を事業者が担うこととなり、教員の負担軽減にも資するものとなってございます。委託の効果としても、生徒や教員に対するアンケート結果において、生徒からは専門性のある指導が受けられる、教員からは教科の指導などに集中できるようになったなど、多くの声が寄せられ、高い満足度を確認してございます。このようなアンケート結果なども踏まえ、教育委員会としては、部活動の地域連携、地域展開を推進していくために、部活動の委託を拡充していく方向で検討を進めているところでございます。あわせて、

現在、区立中学校部活動改革及び地域展開推進会議を設置いたしまして、今後の地域展開に求められる機能や制度の在り方など、地域展開のさらなる推進についても検討を進めているところでございます。なお、委託の拡充に関しましては、技術指導はもちろんのこと、学校部活動としての教育的意義も踏まえ、中学生期の人間形成に関わる意識を持った指導者としての資質が担保される人材が不可欠となります。教育委員会は、区長部局と緊密に連携しながら、事業者と十分な連携を図りながら、必要な人材の確保に努めてまいります。今後も、生徒が求めるスポーツや文化芸術活動などの体験機会を確保充実させながら、大田区らしい部活動の地域連携、地域展開を進めてまいります。私からは以上でございます。

○鈴木隆之議長 次に、8番伊佐治 剛議員。

〔8番伊佐治 剛議員登壇〕（拍手）

○8番（伊佐治 剛議員） 自由民主党大田区議団・無所属の会の伊佐治 剛でございます。

まず、保育環境の改善に向けた区のサポートについて、2点お聞きをしたいと思います。

大田区では、令和3年度から待機児童ゼロを達成してきましたが、残念ながら、令和8年4月1日現在で、1歳児48名が待機児童になりました。昨年、東京都が打ち出した第1子無償化及び低年齢児を育てる区民の増加などが主な原因と言われていますが、今後の区の人口推計を踏まえると、しばらくの間、保育ニーズは増加していくと考えられています。保育事業者を守り、適切な保育サービス量を維持していくことが求められています。

こうした中、近年の保育運営を取り巻く環境は、変化の大きい社会情勢を反映して、災害対応や虐待対応、子ども性暴力防止法対応や、アレルギー対応、そして、障がい児への対応など、現場において求められる業務が急増しています。こうした業務は、日々、本来業務に追われている保育士の皆さんだけで対応していくことは困難であり、大手を母体としない小規模・個人園については、設置者兼施設長が対応しており、その負担は過度となっている状況があります。小規模・個人園は、長年、地域に密着した保育サービスを提供している園がほとんどであり、特に認証保育所については、そうした課題を抱えた園が多く、施設長が夜遅くまで残業したり、土日出勤を余儀なくされている事例も散見されます。

大田区では、これまで区内運営事業者への支援については、事業者の現状やお声を、機会を捉え、東京都に伝えるとともに、他区の状況等を確認し、好事例を参考にしながら、適切に取り組んでいくとの考えを示していましたが、せっかく東京都により事業があったとしても、大田区がこうした事業に手を挙げないため、区内の事業者が利用できない状況があります。東京都では、令和7年度から、デジタルを活用して会計や事務業務を行う職員を配置し、施設長の負担を減らすための保育所等の業務負担軽減支援事業を実施しています。1施設当たり260万円、都2分の1、区2分の1の補助額が設定されていますが、残念ながら、大田区では、現在、導入されていません。

特に認証保育所に対する人的な支援は重要であります。長年、待機児童解消のために最前線で頑張ってきた東京都認証保育所は、構造上、認可保育園に人材を奪われやすく、園児についても認可保育園に流れていく傾向があります。最盛期には区内に50を超える認証保育所がありましたが、現在は34園へと減少しています。今後の保育ニーズを踏まえていった際、東京都認証保育所の運営を支え、安心して保育サービスを提供できる環境をつくる必要があります。

小規模園、個人園が多い東京都認証保育所を支えていく上で、東京都の保育所等の業務負担軽減支援事業を活用すべきと考えます。区の見解を求めます。

2点目は、保育施設における安全対策についてです。

子ども家庭庁の教育・保育施設等における事故報告集計によると、保育園を取り巻く不適切保育や性犯罪を含む事件、事故の報告件数は、令和7年度は微減したものの、近年は増加傾向にあります。特に性犯罪の増加は顕著であり、保育園を含む18歳未満の子どもを対象とした性暴力・性加害全体の摘発件数は3年連続で増加しており、過去10年で最多となっています。大田区でも各園の指導検査に当たり、令和8年度の重点項目としては、「子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか」ということを掲げており、具体的な対応が求められています。

こうした状況に対して、令和8年8月改定のこども家庭庁、教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針では、防犯カメラ等の設置がこどもへの性暴力の抑止と疑いが生じた場合の適切な事実確認につながる点で重要だということを示しています。

大田区では、令和6年にこども家庭庁の保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を活用し、保育施設内での見守りカメラの設置に取り組んできましたが、区内の認可保育園などの見守りカメラの設置状況は6割程度にとどまっており、いまだ4割の園では未設置となっています。12月には、こどもに接する職員の性犯罪歴を確認するこども性暴力防止法、日本版DBSの施行が控えており、園にはかつてないレベルの安全確保措置が求められています。

改めて、こども家庭庁の保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の活用などにより、保育園の見守りカメラの設置を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、福祉的な課題と新たな解決策について、2点お聞きをいたします。

令和7年度大田区障がい者実態調査結果によると、18歳未満の今後充実を希望する障がい施策の第1位には「療育や教育の充実」68.6%であり、乳幼児期の課題としては、「発達の支援サービスをすぐに利用できなかった」との回答が最多でありました。早期支援の重要性が叫ばれる一方、事業所の空き待ちや専門人材不足により、必要なときにすぐに支援を受けられない現状があります。

こうした中、通信機器を活用し、言語・行動面や生活習慣の定着、保護者支援などを自宅で受けられるオンライン療育への期待が高まっています。これは、事業所の待機解消だけではなく、移動や付添いといった保護者の精神的・身体的負担を大幅に軽減し、家庭内での切れ目のない発達支援を可能にする有効な手だてであります。国においても、こども家庭庁がICTを活用した発達支援推進モデル事業を実施し、専門的な相談や療育のデジタル化を推進しています。本区での導入に当たっては、内閣府の地域デジタル社会推進交付金（デジタル実装型）や国の補助事業を積極的に活用することで、財源を確保しながら、先進的な体制を構築することが可能となります。

乳幼児期からの早期支援体制を確実なものとし、こどもたちの成長と保護者の安心を支えるため、本区においても、オンライン療育の導入に向けた検討を進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

2点目は、成年後見人等業務における課題についてお聞きをいたします。

昨今、身寄りのない低所得の高齢者等における死後事務が業務において大きな課題となっています。本人の死亡で後見契約は終了するため、後見人による火葬や遺品整理、医療費の精算等の権限は消滅します。民法上の応急処分は限定的で、民間の死後事務契約を結ぶ費用のない生活困窮者の場合、実質的な対応は困難です。結果として、大家が残置物処分費を負担せざるを得ず、民間住宅への入居拒否を招いているほか、自治体職員が法的権限が曖昧なまま善意で対応せざるを得ないなど、現場の負担は限界に達しています。私も専門職後見人として成年後見人等業務に当たっていますが、業務継続上における大きな壁になっているのも事実であります。

こうした中、2026年6月に社会福祉法や民法等の改正法が成立しました。身寄りのない方の死後事務支援が社会福祉法の第二種社会福祉事業へ位置づけられ、2028年度から原則施行されます。また、民法改正でも補助人への死後事務の権限拡大が盛り込まれました。これら国の動きを見据え、本区としても早期の体制構築が不可欠であります。

まず、区内における単身高齢者の増加、身寄りがいない生活困窮者の増加に伴い、孤独死発生時の死後事務に係る現場の負担と実態に対する区の認識についてお聞きをいたします。

また、身寄りのない低所得の高齢者などでも利用しやすい、例えば、大田区社会福祉協議会と連携した公的な死後事務サポート体制の構築や、事業を行う現場への運営費補助などの支援を前向きに進めるべきと考えますが、区の見解を求めます。

次に、補助金の適正化と充実について、2点お聞きをいたします。

大田区では、平成26年3月に大田区補助金等交付規則の制定、平成28年の補助金適正化方針の策定から10年が経過しましたが、高率補助や単独補助の増加、支援の長期化といった構造的な課題はいまだ解消されていませ

ん。そもそも新規の補助金については、終期の設定はもとより、開始後3年間で見直し検証するとしてきたのに、補助金適正化方針における検証対象の件数は年々増加傾向にあります。本年3月の同方針の改定でも、検証の適用除外設定や財産処分規制の文言の追加にとどまり、結果的に検証対象件数を減らすための改定に重きが置かれ、抜本的な改革には踏み込んでいません。

私は、補助金適正化が停滞している根本の原因は、策定時から運用されている19の検証項目の形骸化にあると考えています。確認項目が多過ぎることで評価自体が事務的な作業と化し、事業の必要性や成果目標の達成度、自立化に向けた具体的な判断が曖昧になっているのではないのでしょうか。

他の自治体では、検証項目を、事業の必要性、成果、アウトカム、事業主体の自立性といった核心部分へ大胆に絞り込む動きが進んでいます。さらに、KPI、重要業績評価指標による数値評価の導入や、大田区でも導入をしていますが、サンセット、終期条項を厳格運用、ここが大田区とは違いますが、厳格運用して予算の新陳代謝を図る事例、外部有識者による客観的な再評価を取り入れる自治体も増えています。

本区においても、単なる形式的な点検に終始する19項目を根本から見直し、成果重視で実効性の高い検証項目及び評価の仕組みへ再構築すべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に、文化財に対する支援の充実についてお聞きをいたします。

今、補助金適正化についてお話をさせていただきましたが、その後に新たな補助金の創設を求めることについては少々心苦しい部分もありますが、しかし、そもそも補助金というのは、区が特定の行政目的を達成するため、民間が実施する事業や活動に対して交付する金銭的給付であり、本来、行政が果たすべき役割を民間に担っていただいている側面があります。したがって、明確な行政目的に資する真に必要な補助金の充実、再構築は不可欠であります。

その象徴的な例が、今回取り上げる文化財保護への支援です。現在、本区には118件の大田区指定文化財があります。しかし、特に無形文化財や民俗文化財においては、後継者や指導者の不足により、継承そのものが深刻な危機に瀕しています。大田区文化財保護条例第3条では、区等の責務として、文化財はかけがえのない文化遺産であり、保存と活用が適切に行われるよう努めなければならないと明確に規定がなされています。文化財の確実な継承は、まさに本区が果たすべき責務であります。

本区では、大田区文化財保存事業費補助金により、保存事業への経費補助を行っていますが、他区で見られるような継続的な文化財保護奨励金制度といった、保持者や団体に寄り添った支援スキームは存在しません。本年5月、本区は都内で初めて国から歴史的風致維持向上計画の認定を受けました。これを受け、先月のまちづくり環境委員会における佐賀県鹿島市への視察では、歴史まちづくりの先進地においても、無形・民俗文化財の財政的支援に苦慮をされている実態と、今年度創設された国土交通省の補助金などを柔軟に活用する取組についてお聞きをしてみました。

そこで伺います。本区においても、歴史的風致維持向上計画の認定を機に、国の補助金等を積極的に獲得、活用しながら、文化財保護奨励金制度の創設をはじめ、区指定文化財の所有者、保持者、保持団体への支援拡充に取り組むべきと考えますが、区の見解を求めます。

以上で質問を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○梅崎企画経営部長 私からは、補助金適正化方針に関するご質問にお答えをいたします。

補助金等は、公益上の必要がある場合、その促進、発展のため交付するものであり、区の施策実現に向け、効果的、効率的に役割を果たしているか、適正な運用がなされているかなどの観点から検証する必要があると考えています。このため、平成28年に補助金適正化方針を定め、目的、対象の類似や重複の解消、補助率や交付限度額等の適正化、終期の設定など、不断の見直しに取り組んでまいりました。しかし、方針の策定から10年が経過し、社会経済状況や区民ニーズの変化に伴う高率補助の増加、補助の長期化が認められるほか、形式的な手続きにとどまる法令等に基づく補助の増加といった課題がございました。そのため、今回の方針改定では、補助事業の終了を念頭に見直すことを明確化したサンセット方式を位置づけたほか、補助の性質上、例外的に終期を定めぬ補

助についても見直し期限を設けるなど、適切かつ効果的な補助金制度の構築を目指した内容としてございます。また、国や東京都の法令等に基づく間接補助等の一部は適用除外の規定を設け、区独自の補助金など、より検証の必要性が高い補助金の適正化に注力できる仕組みへと見直しをいたしました。なお、現時点において対象となる292件のうち111件が適用除外となり、その理由の主なものは、国費または都費を財源とし、法令、要綱等に基づく費用負担に準じて執行し、かつ、区の意味が反映できないためとなっております。

社会経済状況が刻々と変化する中において、補助金の目的や事業効果、運用プロセスなどが実態に見合ったものとなっているか、総合的な評価を実施していくことは重要でございます。検証シートによる統一的、定期的な取組のほか、行政評価や予算査定などの経営手法を効果的に活用しながら、取組の実効性の向上につなげてまいります。私からは以上でございます。

○有我福祉部長 私からは、福祉に関する2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、オンラインを活用した療育についてのご質問ですが、区は、これまでこども発達センターわかばの家の機能拡充や障がい者総合サポートセンターにおける学齢期の相談支援、民間事業所との連携強化を目的とした児童発達支援地域ネットワーク会議の開催など、療育の充実に努めてまいりました。区で実施している療育は、専門スタッフの直接的なサポートを受けられ、他者との関わりを通じて社会性やルールを学べることから、対面を基本としております。一方、発達障がい児の支援におけるオンラインの活用は、地理的要因や時間的制約に左右されず、サービスを受けられるメリットがあります。また、不登校など、こどもの心理的、身体的な状態により通所支援が困難な障がい児に対して、心理面でのハードルを下げて、専門的なサポートにつなげることができるなどの意義も認識しております。現在、国の制度においては、オンラインによる療育に関して、公費負担が認められておりませんが、モデル事業を開始するなど、議論と検証が進められております。区では、発達支援を必要とするこどもは増加傾向にあり、療育におけるオンラインの活用は、支援の選択肢を広げる新たな手段として捉えられることから、国や他自治体の動向を注視しながら、調査研究を進めてまいります。

次に、身寄りのない低所得の高齢者等の死後事務に関するご質問ですが、高齢化の進行や単身世帯の増加など、家族の在り方の変化により、頼れる身寄りがいない高齢や生活困窮の方々の権利擁護支援の強化が必要となっております。火葬や納骨の手配、家財処分などにおいて、支援者である成年後見人や福祉・医療関係者などが対応に苦慮する場合があります。これまで家族や親族が担ってきた支援を代替する仕組みが求められます。こうした状況を踏まえ、国は本年6月に社会福祉法等を改正し、死後事務支援や、入院、入所等の手続き支援について、要件に該当すれば無料または定額で利用できる援助事業を第二種社会福祉事業に位置づけました。これにより、多様な主体が支援を提供できる体制を整備するとしています。区では、生涯にわたって自分らしくあり続けるためのセミナーの開催や、ご本人の希望に沿った死後事務が円滑に行われるための情報登録制度をはじめとした老いじたく推進事業を展開するとともに、成年後見制度の利用促進を図るなど、ご本人の意思や権利を守る取組を進めております。引き続き、頼れる身寄りがいない高齢や生活困窮の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、今後、地域や大田区社会福祉協議会をはじめとする関係機関との支援ネットワークをさらに強化し、大田区らしい権利擁護支援体制の充実に向けて検討を進めてまいります。私からは以上でございます。

○森岡こども未来部長 私からは、認証保育所に対する業務負担軽減と保育園等の見守りカメラについてのご質問にお答えいたします。

初めに、認証保育所に対する業務負担軽減についてのご質問です。保育現場を支援する施策は、安定的な運営や質の高い保育を行うために大変重要でございます。特にこどもの事故などの未然防止をはじめ、日々の職員指導や出勤シフトのマネジメントのほか、保護者対応の責任者である施設長は、施設の運営全般に関わる責務も担っており、その職責の重さは一層増しているものと考えております。また、区内の認証保育所には、長年、地域に根差した施設も多数あり、保育所の数が現在よりも少ない時期から大田区のこどもたちの育ちを支えるとともに、保護者の就労の支援にご尽力いただいているものと承知しております。こうした状況の中、認証保育所における保育の質を維持向上させるためには、施設長を含む保育士の負担を軽減する取組が不可欠であると考えております。議員お話しの保育所等の業務負担軽減支援事業の導入に当たっては、現在行っている補助事業など、既

存事業の効果検証を行うほか、保育現場のニーズを把握した上で、効果的な実施方法を検討していく必要があります。認証保育所の施設長の負担軽減については、区で実施している様々な補助制度における対象施設の在り方などを整理した上で、今後の方針を検討してまいります。引き続き、認証保育所等を含む保育現場の環境改善に向け、既存事業を活用しながら、さらなる取組を推進し、保育の質の向上に努めてまいります。

次に、保育園等における見守りカメラの設置についてのご質問です。虐待等を含む不適切保育を未然に防止するために、見守りカメラの設置はハードウェア対策として効果的であると認識しております。ご質問にありますとおり、私立認可保育所等では、令和6年度に国及び東京都の補助金を活用し、性被害防止対策のための経費の補助を実施いたしました。一部の施設において、見守りカメラのほか、おむつ替えや着替え時に使用するパーテーションや簡易更衣室などを購入しております。あわせて、子どもや保護者が安心して保育所を利用できる環境を確保するためには、見守りカメラなどのハード面の整備だけではなく、保育現場における不適切保育に対する理解と意識の向上など、ソフト面の対策が重要であると考えております。区では、令和7年10月の保育所等の職員による虐待に関する通報の義務化を定めた改正児童福祉法の施行に当たり、認可保育所や小規模保育所等の区内の保育施設を対象に、外部講師などを招いた研修を開催いたしました。さらに、令和8年12月の子ども性暴力防止法の施行に向けては、子ども家庭庁やNPO法人から外部講師を招いて研修を開催し、子どもの権利擁護や日々の保育内容の見直しについての意識向上に取り組んでおります。今後は、事業者等に対し、改めて見守りカメラの重要性を案内するとともに、ハード面の整備における国や東京都の補助制度などの動向を注視してまいります。ハード面の整備と、研修などを通じた現場レベルの意識醸成を含むソフト面の両輪で、虐待等を含む不適切保育の未然防止に努めてまいります。私からは以上でございます。

○山田教育総務部長 私からは、文化財の保護奨励に関するご質問にお答えをいたします。

本区には、文化財保護を奨励する制度に相当するものとして、大田区文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、区内に残る文化財の保存事業に要する経費に対し、補助金を交付する制度がございます。当該補助は、区指定文化財のみならず、国や都の指定文化財に対しても、有形、無形を問わず、保存管理などが対象となっております。一例として、東京都指定文化財である六郷神社の流鏑馬、厳正寺の水止舞、延命寺の双盤念仏、区指定文化財である六郷神社の獅子舞といった無形民俗文化財については、伝承基盤整備や保存伝承などについても補助対象となっております。補助の仕組みでございますが、東京都指定文化財につきましては、当該事業に関わる経費のうち、都の補助額を除いた額の50%以内の額、区指定文化財については、総事業費の50%以内の額を補助しておりまして、奨励金を新たに新設せずとも、これら保存活動を支援できる体制を整えているところでございます。

本区では、このたび、文化財として歴史上価値の高い建造物と良好な市街地環境が歴史的風致として国から認められたことで、教育委員会としましては、改めて文化財保護の意義と重要性を感じているところでございます。まずは指定文化財の所有者の皆様に対し、日頃からの文化財の保護へのご協力に感謝を申し上げるとともに、補助の活用によって文化財の保存を一層適切に行っていただける仕組みがあることを、貴重な文化財が公開される東京文化財ウィークや、文化財防火デーなどの時期も活用しながら、一層の周知に努めてまいりたいと考えてございます。引き続き、区民のかけがえのない文化遺産である文化財の確実な保護、歴史と文化の継承に一層努めてまいります。私からは以上でございます。

○鈴木隆之議長 次に、9番馬橋やすとき議員。

〔9番馬橋やすとき議員登壇〕（拍手）

○9番（馬橋やすとき議員） 自由民主党大田区議団・無所属の会の馬橋でございます。

今日は、大田区の防災対策についての中で、災害時の熱中症対策についてと災害時における食料支援についての二つのテーマを取り上げていきたいと思っております。

災害時における食料支援については、主にキッチンカーを活用した食料支援について取り上げようと思っております。この点については、2024年の第4回定例会から鈴木ゆみ議員が一生懸命これを前に進めてきていただいております。私としては後追いになるんですが、私の周りにもキッチンカーの事業に携わっている方が結

構たくさんいて、いろんなアイデアとか意見をいただいておりますので、このあたりも取り入れた形で大田区の防災について提案していきたいというふうに思っております。

突然なんですが、最近、何か揺れを感じる人が多いなというふうに僕は思うんですが、どうですか。ちょっと調べてみたら、8月23日に茨城県南部で震度5弱の地震がありまして、このときは夜中の2時だったんですが、都内でもかなり揺れを感じたことを覚えています。その後もすぐに8月30日に千葉県で震度4の地震があつて、これも夜の12時過ぎだったと思いますが、このときも都内で揺れを感じたことを覚えています。オカルトではないんですが、ぐらぐらと定期的に揺れると、いよいよ首都直下型地震が来るのかなというふうに感じてしまうようなところもあるんですが、文科省の地震調査委員会が、東日本大震災があつた後から直近30年以内で震度7の首都直下型地震が起きる確率は70%というふうに言い続けてきています。これは30年後に地震が起きるということではなくて、30年以内、まさに今起きてもおかしくないよというような調査結果が出ているということで、改めて地震大国日本なんだなというふうに思うところであります。

そうした中で、今年、令和8年、熊本地震が起きてしまいまして、地震はもちろん時期や季節を選んでくれませんが、暑い時期に被災をするということは、これまであまり多くなかったのかなというふうに感じています。近年、地球温暖化による記録的な猛暑が、災害時における避難生活における区民の命と健康を脅かす深刻なリスクになっているというふうに感じています。先ほど申し上げたとおり、今年の7月に発生した熊本地震では、報道にもありまして、真夏の苛酷な暑さの中で、被災地の様子が報道でも大きく取り上げられているところであります。ここで改めて地震によって亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げたいと思っております。

少し私が感じたというか、見て記憶に残っている報道の内容について取り上げますが、著名人の訪問としては、八代市の避難所にジョッキーの武 豊さんが自らエプロンをつけてかき氷を振る舞って被災者を励ましたりとか、ボランティアの方の配給としては、八代市や氷川町で地元の店主さんたちや各地からのボランティアが焼けるような暑さの中で冷たいかき氷を無料で提供して、涙を流して喜ぶ被災者の方の姿などが報道されて、本当に胸を打たれました。コミュニケーションの場としても、かき氷を振る舞う短い時間を通じて、被災者の方々の困り事などを聞き取る自治体の職員の方々の支援活動なども報道されておりました。

停電が長引く中で、避難生活における熱中症が災害関連死につながる新たな危険要因として、社会的にも重大な課題となっております。本区におきましても、大規模災害時における避難所の暑さ対策は一刻の猶予も許されない喫緊の課題であるというふうに感じております。

そこでまず伺います。避難所での熱中症対策について、区の見解を伺います。

次に、災害時における食料支援について伺ってまいりたいと思います。

近年、先に取り上げました令和8年熊本地震をはじめ、全国各地で大規模な自然災害が相次いで発生しております。こうした災害が発生した際、被災された方々の命と健康を守り、その後の避難生活を支えていく上で、食料支援は極めて重要な政策であります。

これまで災害時の食料対策というと、行政による備蓄や、国や東京都などから届けられる支援物資をいかに避難所まで迅速に届けるかということが中心に考えられてきておりました。もちろん発災直後の混乱期を乗り切るため、十分な備蓄を確保しておくことは必要不可欠であります。一方で、避難生活が数日、あるいは、それ以上の長期間に及んだ場合には、単に必要なカロリーを確保するというだけではなく、被災された方々の健康を維持するという観点からも、温かく栄養バランスの取れた食事を継続して提供していくことが重要となります。

令和6年に発生した能登半島地震では、道路の寸断やライフラインの停止などによって、被災地への物資輸送や、避難所における食事の提供が大きな課題となりました。こうした経験も踏まえ、国においても、避難所の生活環境の改善に向けた取組が進められております。内閣府の避難所運営等に関するガイドラインでは、避難生活における食事の質を確保するため、キッチンカーや給食施設、炊き出しなど、多様な手段を活用した食事提供体制を確保していくことの重要性が示されております。また、自治体と民間事業者との連携を進めるため、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書の参考例も示されております。

こうした中、本区においても、本年6月19日に一般社団法人日本キッチンカー経営審議会との間で、キッチンカーを活用した災害時における食料支援に関する協定が締結をされました。私は、この協定の締結について、災害時における食料支援の選択肢を広げるという意味でも大変重要な取組であると評価しております。

キッチンカーは、車両そのものに調理設備を備え、必要な場所へ移動し、その場で食事を調理し、提供できるという特徴があります。大規模災害が発生した場合には、電気、ガス、水道などのライフラインが停止し、地域の飲食店や給食施設なども通常どおり稼働できなくなることも想定をされます。そうした中で、一定の機動力と調理機能を持つキッチンカーは、従来の備蓄食料や支援物資を補完する新たな食支援の担い手として大きな可能性があると考えております。

一方で、災害時の協定については、締結することそのものが目的ではありません。実際に災害が発生した際に、その協定に基づいて迅速に支援を開始することができて初めて意味のあるものになると考えております。例えば大規模な地震が発生した場合、区のどの部署が、どのタイミングで協定団体に支援を要請するのでしょうか。また、要請を受けた団体側では、加盟事業者の被災状況や出動可能なキッチンカーの台数をどのように把握し、区と共有するのでしょうか。そして、出動する車両を区内のどこへ派遣するのか。道路の被害状況、各避難所の避難者数、食料の不足状況など、刻々と変化する情報をどのように共有し、優先順位を決めていくのか。さらには、食材や水、燃料などをどのように確保していくのか。協定を実効性のあるものにしていくためには、こうした具体的な運用について、平時から整理をしておく必要があると考えます。

そこで伺います。今回、日本キッチンカー経営審議会と締結した協定について、発災時における支援の要請方法や連絡・指示系統、出動可能なキッチンカーの把握、派遣先の決定、現地での受入れなど、現在どのような運用を想定しているのでしょうか。

また、協定の内容や、災害時に想定される支援の仕組みについて、区民や学校防災活動拠点をはじめとした地域の防災関係者に対しても、一定程度、情報を共有しておく必要があると考えます。今後の具体的な運用と区民への周知について、区の見解を伺います。

次に、協定締結後の平時からの連携について伺ってまいります。

私は、今回の協定を災害時に本当に機能するものにしていくためには、災害が発生していない平時から行政と事業者と一緒に活動する機会をつくっておくことが重要であると考えております。例えば江東区では、日本キッチンカー経営審議会との協定に基づき、災害時における炊き出しだけではなく、区が行うイベントや防災訓練などへのキッチンカーの派遣を通じて防災啓発にも取り組むこととしております。また、三鷹市においても、防災訓練などへの参加を通じた平時からの連携を協定締結後の取組として掲げております。

私はこうした取組は本区においても大いに参考になるものと考えております。災害が発生してから初めて担当者同士が連絡を取り合い、何台出動できるのか、どこへ行けばいいのか、誰の指示を受ければいいのかといった調整を始めていたのでは、迅速な支援につながらない可能性があります。それよりも、平時から区が行うイベントや防災訓練などに実際に参加をしていただき、区の職員と事業者、そして、地域の方々が顔を合わせ、実際に一緒に活動する中で、それぞれの役割や課題について確認しておく、こうした積み重ねがいざというときの円滑な連携につながっていくものと考えます。また、地域のイベントなどにキッチンカーが参加することは、区民に今回の協定を知っていただくいい機会にもなります。ふだんは地域のお祭りやイベントなどで食事を提供しているキッチンカーが、災害時には地域の食を支える役割を担うことを知っていただくということは防災意識の向上にもつながるのではないのでしょうか。

そこで伺います。今回の協定を災害時だけのものとするのではなく、区が主催、共催するイベントや総合防災訓練、地域で行われる防災訓練などにも協定団体のキッチンカーに参加をしていただき、行政、事業者、地域が平時から実際に協働する機会を積極的につくっていくべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、災害時にキッチンカーを受け入れる場所について伺います。

キッチンカーは、その機動力が大きな強みですが、一方で、どこにでも自由に設置できるというわけではありません。当然、車両が安全に進入できるスペースが必要で、複数台配置するのであれば、一定の広さ

も必要になります。さらに、避難者や緊急車両との動線、水や電源、燃料の確保、食材の搬入、廃棄物の処理など、実際に運用する際には様々な課題が想定されます。内閣府が実施した官民連携の取組では、実際にキッチンカーを活用した訓練を行った結果、学校敷地内へのキッチンカーの乗り入れが現実的ではなく、隣接する公園を活用する方向で調整することとなった事例も報告されております。これは実際に訓練を行ったからこそ見えてきた課題であると思います。

本区においては、区内各地域に学校防災活動拠点があります。また、一定規模の公園など、災害時に地域の活動拠点として活用できる場所もあります。しかし、実際にキッチンカーを配置することを想定した場合に、どこから車両を入れるのか、何台配置できるのか、避難者の動線を妨げることにはならないのか、食事を受け取るための列はどこにつくるのか、こうしたことは図面を見ているだけでは分からない部分も多いと思います。協定を締結した今だからこそ、実際に協定団体にも参加していただき、1度キッチンカーを配置してみる、そこで課題を確認し、改善していくことが重要ではないでしょうか。

そこで伺います。区内の拠点公園や学校防災活動拠点などについて、災害時にキッチンカーによる食事提供が可能な場所を平時から検討しておくべきと考えます。また、協定団体にも参加していただき、実際に車両を配置した炊き出し訓練などを実施することで、車両の進入や配置、食事の提供方法、水や電源等の確保などについて、具体的な検証を進めてはいかがでしょうか、区の見解を伺います。

最後に、今後の災害時における食料支援について伺います。

私は、今回の日本キッチンカー経営審議会との協定を、一つの団体との協定締結として終わらせるのではなく、今後の本区における災害時の食料支援体制を充実させていくための一つのきっかけにしたいと考えています。首都直下型地震などの大規模災害が発生した場合、約75万人の人口を抱える本区において、一つの団体や一つの企業だけで想定している食料支援を担うことは難しいと思います。また、災害の規模によっては、協定を結んでいる事業者自身が被災し、予定していた支援を受けられないことも考えられます。だからこそ、災害が発生していない今のうちから複数の選択肢を持つことが重要であると考えます。キッチンカーだけではなく、炊き出しを行うことができる団体、食材を提供できる事業者、物資を輸送できる企業など、それぞれの強みを持った民間事業者や団体との連携を広げていく必要があると考えます。

国においても、能登半島地震などの経験を踏まえ、災害時に活動する民間団体について、平時から行政との連携体制を構築する取組が進められてきております。令和7年の災害対策基本法の改正では、炊き出しなど、被災者支援に専門性を持つ民間団体を国があらかじめ登録し、自治体と情報を共有する被災者援護協力団体の登録制度が創設されました。その目的の一つとして、行政と民間団体が平時から顔の見える関係をつくっていくことが挙げられています。

私は、この顔の見える関係という考え方が、今回の協定を今後どのように発展させていくのかを考える上でも大変重要であると考えております。協定を締結して、担当部署と連絡先を交換して終わりとするのではなく、ふだんから一緒にイベントや防災訓練を行う、そして、行政と事業者だけではなく、地域の皆さんにも参加をしていただく、実際に一緒に活動することで、お互いに何ができるのか、反対に何ができないのかを理解し合っていく、そして、そこで見つかった課題について、一つずつ改善を重ねていく。こうした関係ができていけば、実際に災害が発生した際にも、行政と民間がより迅速に連携できるのではないのでしょうか。また、こうした取組を個々の協定だけで終わらせるのではなく、本区の地域防災計画などにも明確に位置づけていくことも必要であると考えております。災害時に、誰が、どのような役割を担うのか、どのような状況になったら支援を要請するのか。キッチンカー、食品関係事業者、物流事業者など、それぞれが持っている力をどのように組み合わせしていくのか。そして、その仕組みを行政だけでなく、地域とも共有していく。私は、こうした取組を進めることによって、本区における災害時の食料支援体制をさらに強化していくことができると考えております。

大切なのは、協定の数を増やすことのみならず、一つ一つの協定を実際に機能する関係にしていけることであります。そして、それぞれの関係を横につなぎ、区全体のネットワークとしていくことです。災害が発生してから、この関係をつくるのではなく、まだ災害が発生していない今だからこそ、準備を進めておく必要があります。

す。

そこで、最後に伺います。キッチンカー事業者による団体は、今回、協定を結んだ団体以外にも多数存在すると聞いております。現在の協定団体との連携をさらに深めていくとともに、キッチンカー事業者をはじめ、その他災害時の食料支援に対応することができる新たな民間企業や団体とも積極的に協定の締結を進めてははいかがでしょうか。また、協定を締結するだけで終わらせるのではなく、区のイベントや防災訓練などを通じて、行政、事業者、地域の3者が親密に連携を取っていくことも検討していただきたいと考えております。災害時に実際に機能する重層的な食料支援体制を本区として構築していくことについて、区の見解を伺います。

以上、5点についてご答弁をよろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○千葉危機管理室長 私からは、防災に関する5点の質問に順次お答えいたします。

まず、避難所における熱中症対策についてですが、区では、指定避難所としている全ての区立小中学校に空調設備を設置しております。導入に当たっては、ガス式の空調設備の採用を基本とし、改築した学校をはじめとする一部の体育館では、自立運転機能があるものを導入することで、停電時においても運転が継続できるよう、これまでも計画的に対策を進めております。一方、近年の激しい気象変動を踏まえると、区民の命と健康を守るためには、あらゆる不測の事態を想定して、避難所の暑さ対策を講じることが極めて重要な課題となっております。このため、既存設備による対策に加え、災害時の対応に万全を期すため、民間事業者との災害協定による機動的な熱中症対策に資する資機材調達の仕組みを整えてまいります。さらに、発災直後から避難者の命を確実に守れるよう、避難所へのスポットクーラーの導入と具体的な運用方法について、スピード感を持って検討を進めてまいります。

次に、キッチンカー事業協力団体との連携についてですが、区は現在、内閣府災害支援車両登録制度、D-T R A C Eに登録し、全国13支部、約700の事業所が加盟しているキッチンカー事業団体と食品供給に関する災害時協力協定を締結しており、今後、同規模の別団体とも協定を締結する予定です。主な協力内容は、キッチンカーを派遣し、避難者等へ食品を供給することです。支援の要請方法ですが、災害対策本部が団体に対し、派遣先施設名、派遣期間、食数などを協力要請書により要請し、団体が対応可能な内容を回答するものとしております。回答を踏まえ、災害対策本部は、避難所等の派遣先施設に従事する区職員及び派遣するキッチンカーと連携し、現地で食品を供給します。区民への情報公開については、協定締結の際に大田区ホームページにおいて、プレスリリースを行っております。また、締結した災害時協力協定については、都度、防災安全対策特別委員会に報告するとともに、大田区地域防災計画の更新時に反映をしております。

次に、平時からの連携についてでございます。協定書では、平時における情報交換等として、連絡体制の構築に加え、区が実施するイベントや防災訓練等に関する情報交換を行うこと、また、キッチンカーの派遣に関し、可能な範囲で調整を行うことなどを定めております。特にキッチンカーの運用においては、要請から派遣までの一連の行動をいかに円滑に行えるかが重要です。そこで、都心南部直下地震の発生を想定し、都内加盟事業者の被災を踏まえた上で、被災地外の加盟事業所がどのように食材を調達し、区内に派遣されるのか、また、災害対策本部が区内の避難状況を踏まえ、どの避難所に派遣を要請するのかについて、運用面の図上訓練を行うことで、両者の認識を共有しております。また、次期締結予定の団体からも、イベントや防災訓練への参加はもとより、このような図上訓練の実施を強く要望されております。今後、協定内容の具体化に向け、防災訓練やその他イベントへの派遣についても検討してまいります。

次に、食料供給拠点についてですが、大規模災害時は避難者最大約21万人を想定しております。発災1日目から3日目までは、区や都が備蓄する非常食により供給をいたします。4日目以降はプッシュ型の国からの非常食による供給を基本といたしますが、その一部については、協定を締結している食品スーパー、惣菜・弁当店からの提供、自衛隊による食事支援、各学校防災活動拠点での炊事並びにキッチンカー団体からの提供を受け、食料を供給いたします。この過程では、各学校防災活動拠点における避難生活の状況に加え、活用可能な支援団体等

の数と供給量、食材の調達、輸送、炊事だけでなく、栄養や健康面など、食料供給に関わる総合的な施策が重要となります。そのため、災害対策本部は、日々、食料供給計画を策定し、キッチンカーは特定の拠点に固定するものではなく、学校防災活動拠点や補完避難所等へローテーションで配置することを想定しております。

最後に、今後の協定推進等の取組についてでございます。長期化する避難生活を見据え、レトルト等の非常食については調達のめどが立っておりますが、炊き出しや弁当などのいわゆる温食については、発災後の混乱期はもとより、比較的避難者が減少した段階においても、現在の協定締結団体だけでは十分とは言えません。そのため、少しでも多く災害時に食品を供給できる団体と協定を締結していく必要があります。特にキッチンカーについては、優れた機動力により、まとまった量の食事を自己完結的に提供できることに加え、多彩なメニューによって健康面やストレス緩和にも大変重要な食事提供手段であると認識しております。これらの大規模災害時ににおける区の食料供給に関する考え方は、今年度改定予定の大田区地域防災計画に反映してまいります。区民の皆様に対しましては、災害時はキッチンカーが来るから備蓄は不要といった誤解を生じさせないことが重要です。区の広報紙、ホームページ、防災訓練等を通じ、まずは各ご家庭で最低3日分、できれば7日分の備蓄をお願いし、その上で、キッチンカーなどの各種資源を活用した支援が行われる可能性があることを分かりやすく伝えてまいります。今後も、自助を基本としながら、公助、共助を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、区民の皆様が安心して災害に備えられるよう、食料備蓄の促進と事業者との連携の両面から取り組んでまいります。私からは以上です。

○鈴木隆之議長 次に、46番奈須利江議員。

〔46番奈須利江議員登壇〕（拍手）

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。

私は、三位一体改革以降、大田区や地方自治体基金に税金が余ってたまっている状況を問題視してきました。税金の取り過ぎにほかならないからです。ところが、昨今、税金を取り過ぎてきたにもかかわらず、さらに地方自治体の歳入を増やす制度や改定が目立ってきています。

国では、消費税減税の議論が行われていますが、私たちは国にも地方にも税金を払っていますし、社会保険料の負担もしているわけですから、全体で負担がどうなるか、手取りは減るか、増えた負担が何に使われ、どう影響するかが非常に重要です。

物価が上がったので、最低限の生活費からは税金を取らない原則に基づき、所得税の基礎控除は引き上げられ、2年続けて減税ですが、住民税の減税は、大田区長など、全国の首長が国に働きかけたことで据え置かれています。

4月から税金で負担してきた児童手当などの子育て支援費を健康保険料に上乗せで徴収する子ども・子育て支援金制度が始まりました。介護保険同様、税金と社会保険料との二重取りが始まったのです。区民の負担は増えますが、大田区は子育て支援の負担が減り、令和10年まででも34億円も自由に使える財源を確保できます。

被用者保険の適用拡大で、国民健康保険などから社会保険に移行する人も増え、区民の社会保険料負担は増えますが、大田区の国保・介護特別会計への繰り出しは減っていきます。そもそも大田区の納税者の約8割の企業にお勤めの方たちは、健康保険も介護保険も労使折半の被用者保険でご負担いただいでいて、そこに大田区の税金は使われていません。区は住民税収が増え、社会保障費等負担は減り、蒲蒲線などに使える財源を増やすのです。

令和9年度予算編成の資料を見ると、10年前の平成28年決算で1119億円だった社会保障関係費は、令和8年当初予算で21%しか増えていませんが、273億円だった公共施設やインフラ整備費は574億円で、2.1倍に増えました。物件費など委託費を含むその他経費は、義務的経費を追い越す勢いで増えています。民営化で人件費が減ったわけではなく、物件費と合わせれば、大田区のサービスは公務員が担ってきたときより割高で非効率になっています。余ってたまるほどふんだんな税収は、これら制度改定や固定資産税評価額や納税義務者数の増で区民の消費や税負担に支えられ、さらに増えましたが、歳出は一律に増えたわけではなく、歳出構造を大きく変えているのです。

そこで伺います。区民の税や社会保険料負担は増えますが、増える大田区の歳入、税収は、社会保障に使われるのではなく、社会保障以外に使われるのではありませんか。福祉関係費ではなく、社会保障費でお答えください。

増える歳入は社会保障に使われず、社会保障以外の投資的経費や民営化や公民連携でその他の事業に事業者経由で使われるので、事業を担う一握りの企業の資本家などへの利益、投資利益の額が増えます。しかも、工事契約をはじめ、それらの事業は、ほぼ物価に連動して事業規模が増えるものが多い一方、福祉費は物価に連動せず、当事者への給付が目減りし、減額されているものも少なくありません。区民は税負担が増えるのに、福祉で得られる安心は縮小しているものが多いのです。税金の取り方、使い方が不公平を助長し、格差を拡大しています。経済的豊かさは自己責任とするなら、一部への利益分配となる過剰なインフラ投資や公民連携や民営化は控えるべきです。

しかも、巨額に増やした長期で大規模なインフラ整備は、公債ではなく、余るほど区民から取った税収でキャッシュで使い、単年度主義の例外、債務負担行為を巨額に積み上げています。このままなら資材の高騰で将来負担を激増させ、公債と合わせると、基金総額だけでなく、経常収支比率の余力も超え、財政破綻のリスクさえあります。区民が豊かさを得るには程遠いのです。

そこで伺います。それでは、区政が一握りの資本家以外の区民を経済的に豊かにしている施策はありますか。ないのではないですか。

今、区が税金を使うと、一握りの資本家利益が増える構図ですが、区には区民を経済的に豊かにする施策ありません。それどころか、豪雨の浸水対策の地区計画によるかさ上げが象徴的ですが、区の施策は事業者のお仕事になります。区民は経済的負担を押しつけられ、金融資産を奪われます。そもそも浸水は都市型水害と言われ、大田区や行政が造った雨水を地下浸透させない開発を許す規制や、規制の不備が雨水の流出係数を大きくしてきたことが原因ですが、区にも都にも流出係数を下げるための施策はありません。それどころか、区も都下水道局も現状の流出係数さえ明らかにせず、お金をかけて改修、改築しても、実効力がどの程度か知ることができません。しかも、かさ上げは、経済負担できる地権者や住民の浸水被害を軽減させる可能性はありますが、できない区域や周辺の住民の被害を深刻化させることになります。熱海の土砂災害や昭和45年の大田区地盤地質地下水調査は、盛土そのものが地震等被害のリスクになることも示しています。ところが、地区計画は住民の合意形成が必要なため、出来上がれば、区が誘導しながら、区民の意思で決めたことになり、区民の自己責任になります。

対症療法の地区計画でかさ上げを可能にする案を区が示したことは、区の施策の不備を区民に経済的負担で押しつけることになり、区民の資産を減らし、奪うことになり、問題ではありませんか。以上です。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○梅崎企画経営部長 私からは、税等の区民負担と社会保障に関するご質問にお答えをします。

特別区税など基幹財源は、社会保障、教育、福祉、道路、公共施設の整備など、幅広い公共サービスを支える一般財源として活用することを基本としており、お話しのように、単純に特定の事業に1対1で結びつけた使途とはなってございません。税収は、社会保障関係経費か、投資的経費かの二者択一で捉えるのではなく、現在の区民の暮らしを支える施策と、将来にわたって安全で持続可能な地域をつくる投資の双方にバランスよく適切に配分していくことが重要であると考えております。

区は多くの行政需要を抱えておりますが、区民生活にとって優先度が高い事業に必要な財源を確保し、施策を進めてまいりました。現に令和7年度普通会計決算の民生費、これは区における福祉費に相当するものでございますが、歳出総額に占める割合は54.3%に上り、速報値によると、特別区の中でも3番目に高い水準となっております。区財政全体を見ますと、歳出総額と使途の自由な一般財源収入とのギャップは拡大傾向にあり、国・都支出金等の特定財源のほか、これまで蓄積してきた基金の活用により賄っている状況にはございますが、このような状況下においても、子育て、介護、障害福祉、生活困窮者支援など、区民の暮らしを支える社会保障施策を十分に講じることは区の基本的な責務と捉え、特別区の中にあっても、大胆に財源を振り向けていることは事

実でございます。このことを奈須議員には幾度も答弁を重ねてまいりました。改めて理解を深めていただくことを強く望むものでございます。

また、お話しの方の投資的経費は、道路、公園、学校、区営住宅、保育施設、公共施設の改築、改修などの経費でございます。学校の改築は、児童・生徒の教育環境を改善し、道路や公園の整備は、区民の日常生活の安全、移動、健康を支え、耐震性の向上や水害リスクの低減など、災害時における区民の生命と財産を守る重要な事業でございます。施設の老朽化が進む中で、必要な更新や集約を先送りすれば、将来世代に大きな負担を残すことになります。そのために、投資的経費についても、区民の安全・安心や日常生活の利便性に直結する事業を優先し、費用対効果、将来の維持管理費、利用見込みなどを踏まえて、選択と集中を徹底して実施してございます。区は特定の企業や資本家の利益などの視点ではなく、幅広い区民の所得、雇用、生活の安全・安心、将来の機会をどのように高めるかを基本に、多角的な視点から財源配分を行っており、区民の負担が増えたが、社会保障から投資的経費や民営化事業へ流れたという理解そのものが大きく誤ったものとして、地方自治体財政の仕組みとしては正確でないことも申し添えておきます。私からは以上でございます。

○大木区民部長 私からは、税や社会保険料などの歳入が社会保障以外に使われるのではないかとのご質問にお答えを申し上げます。

特別区民税収入につきましては一般会計で歳入をしており、社会保障のみならず、区の様々な施策に充当されていることは、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。また、特別会計で収入する国保保険料につきましては、区の国民健康保険制度を通じて、社会保障関連施策に充当されているものでございます。私からは以上でございます。

○杉山まちづくり推進部長 私からは、豪雨対策に関するご質問にお答えをさせていただきます。

令和7年9月には区内で初めて記録的短時間大雨情報が発表され、家屋の浸水など、多くの被害が発生をいたしました。そのほか、令和元年東日本台風など、大規模な浸水被害が発生してございます。浸水対策手法につきましては、周辺へ及ぼす影響など、メリット、デメリットがあることも承知してございます。現在、大田区立地適正化計画策定協議会において、様々な視点から議論を重ねているところでございます。行政が一方的に制度設計と導入を進めるのではなく、地区計画による住民の合意形成を経ることが浸水対策の選択肢を増やすこととなり、今後も発生が予想される浸水被害から区民の生命と財産を守る上で大変重要だと考えてございます。引き続き水害に強い安全・安心なまちづくりを積極的にスピード感を持って進めてまいります。私からは以上です。

○鈴木隆之議長 次に、40番津田智紀議員。

〔40番津田智紀議員登壇〕（拍手）

○40番（津田智紀議員） 立憲民主党・無所属大田区議団、津田智紀です。よろしくお願いいたします。

初めに、令和8年熊本地震並びに各地で発生した集中豪雨などの災害でお亡くなりになられました皆様に心からご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

質問に移ります。9月も中旬に入り、ようやく過ごしやすく、涼しくなってきました。この夏の後半は当初予想よりは暑さが厳しくなかったかと思いますが、地球温暖化がなければ、今年7月のような高温は起こり得なかったとの気候変動分析をしている、極端気象アトリビュートセンター、専門家機関の発表もありました。まさに気候変動の影響が年々高まっていることを実感されている方が多いのではと考えています。本区においても、こうした気候変動に対応する方策として、2030年のカーボンハーフの目標や、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、様々な取組をされていることを高く評価いたします。

そのような状況の中、eコマースとも言われる、インターネットや電子的手段を通じて商品やサービスの売買を行う、いわゆるネットショッピングは、スマートフォンの普及拡大や新型コロナウイルスの巣籠もり需要の影響もあり、年々増加し、総務省、家計消費状況調査によると、2025年度、2人以上の世帯においては56.9%の利用率となっているとのことです。私も10年ぐらい前までは物は直接見て買う主義だったのですが、この数年では、1か月に何回もインターネットで買物をするようになっていきます。

多様化するライフスタイルとともに、電子商取引が急速に拡大し、宅配便の取扱個数が増加をしており、国土

交通省によると、令和5年の1年間では約50億個の宅配便が国全体であり、その再配達率は約10%にも上るとのことです。この数字を単純に大田区の世帯数42万世帯で置き換えてみると、区内の宅配便は1日当たり4万件、再配達も約4000件ほどになると予想がされます。

宅配便の再配達は、CO<sub>2</sub>の排出量の増加やドライバー不足を深刻化させるなど、社会問題の一つとなっています。再配達の防止のために、まとめた購入や時間指定、電子メールなどのコミュニケーションツールや、宅配ロッカーの活用、いわゆる置き配の指定など、受け取る側の対応も必要ですが、置き配においては、宅配物がきちんと受け取れない、また、誤配送につながるケース、個人情報保護の問題、雨などで荷物が破損することもあります。こうした状況もあるのか、区内の様々な住宅でも宅配ボックスの設置が目立つようになってきました。

そこでお伺いをいたします。本区では、住宅リフォーム助成事業の中で、多様な生活様式への対応として、固定式宅配ボックスの設置及び改修に助成を行っています。この宅配ボックスへの助成事業について、過去の実績をお示してください。

先ほども申し上げたように、インターネットによる配送が増加をしており、CO<sub>2</sub>の排出量抑制、ドライバー不足に対応するなどの観点から、宅配ボックスの重要性が高まっていると考えています。

本区の住宅助成リフォーム事業の助成要件は毎年見直しているということですが、現状の区の制度では、個別住宅と、集合住宅については分譲マンションに限るということですが、この宅配ボックスの助成事業について、さらなる拡充を求めたいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

特に単身の年齢の若い方々は荷物の受け取りが困難なケースも多いかと考えています。例えば賃貸住宅の所有者へも助成を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

また、宅配業者の方に直接お話を伺いたのですが、大きな集合住宅になるほど、設置されている宅配ボックスがいっぱいになることが多いとお話もあります。集合住宅への宅配ボックスの設置について、関連して、まず、本区で対応可能なこととして、区営住宅への設置を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

気候変動対策としての本区の再配達対策をお願いし、次の質問に移ります。

次に、京浜東北線のワンマン運転について伺いをいたします。

昨年の決算特別委員会でも取り上げさせていただいたのですが、京浜東北線のワンマン運転が、大船駅から蒲田駅間、南浦和駅から大宮駅間で、来年、2027年春から本格的にスタートすると伺っています。この間、JR東日本は先んじて南武線や横浜線でワンマン運転をスタートしています。

しかし、残念ながら、ワンマン運転化によって電車の遅延やトラブルが増加していると伺っています。南武線では、ワンマン運転開始後すぐには10分以上の遅れが2倍になったとの報道がありました。南武線は、その後のダイヤ改正で、結局、所要時間の見直しを数十秒単位で行い、こうした遅れに対応したとも伺っています。具体的には、ワンマン運転のため、運転士1人で行うわけですが、特にドアの開け閉めについて問題が発生しやすく、今年の4月には横浜線東神奈川駅で電車のドアが開かずに発車をしてしまい、乗客が乗り降りできなかった事例も発生しています。

そして、京浜東北線においても、既にワンマン運転の訓練が一部区間でスタートしているとも伺っています。京浜東北線は、南武線、横浜線以上に運転間隔が過密であり、ワンマン運転化により、さらに大きな影響が発生し、問題化することも予想されます。もし遅延が常態化すれば、安全面や緊急時対応にも危険が発生するおそれもあると考えています。

京浜東北線のこのようなワンマン運転化について、本区の現状把握について、昨年、令和7年の決算特別委員会でお伺いしたところ、鉄道事業者と綿密な情報共有を行い、連携強化を図ってまいりますとのご答弁がございました。その後の鉄道事業者との情報共有や連携強化の状況についてお知らせください。

その上で、たくさんの区民の皆さんが利用されている、大田区民のまさに交通の足の中心とも言える京浜東北線のこのような変更、ワンマン運転化について、区としても、鉄道事業者と連携をして、区民にしっかりとお知

らせ、周知をしていく必要があると考えていますが、本区のお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○杉山まちづくり推進部長 私からは、住宅と交通に関するご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、住宅リフォーム助成事業におけます宅配ボックスの設置等の利用実績並びに拡充についてのご質問です。住宅リフォーム助成事業は、地域経済の活性化を図るとともに、地域力を活かした安全・安心、快適なまちづくりに資することなどを目的として、区内に主たる事業所がある中小事業者にリフォーム工事を発注する場合には、工事費用の一部を助成する事業となっており、これまでバリアフリー化などの住まいの質の向上、脱炭素社会への対応、防災対策、循環型社会や多様な生活様式への対応など、多様なニーズに応えるため、工事対象の拡充を進めてまいりました。令和3年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新しい生活様式への対応工事として、宅配ボックスの設置を新たな助成対象としたところでございます。令和7年度からは、近年の物流業界における再配達の抑制や労働力不足への対応を背景として、再配達の削減による脱炭素社会を目指し、宅配ボックスの設置を分譲マンションについてもリフォーム対象工事とさせていただきました。これまでの利用実績は、戸建て延べ10件、分譲マンション延べ4件となっております。なお、本年度からは、宅配ボックスの更新、改修も助成対象に拡充し、区民ニーズを捉えた利用しやすい助成制度としているところでございます。一方で、当リフォーム助成事業は、戸建てや分譲マンションを対象としており、賃貸住宅における宅配ボックスの設置等につきましては、工事を伴うリフォームが前提となっていることから、退去時における原状回復義務などの整理すべき課題があり、現時点において助成対象としておりません。引き続き、区民の皆様の居住環境の向上を図るため、対象工事内容の見直しや制度の在り方について研究を進めるとともに、区民の皆様により広くご利用いただくために、区ホームページや区報、区公式LINEなどを活用しながら、これまで以上に分かりやすい広報に努めてまいります。

次に、区営住宅への宅配ボックスの設置についてのご質問です。先ほどもご答弁させていただきましたが、宅配ボックスの設置は、近年の物流業界におきまして、再配達の抑制や労働力不足への対応、さらには、環境負荷の低減といった観点から、その必要性は高まっていると認識してございます。都内では、駅やコンビニエンスストアなどの施設にオープン型宅配ボックスの設置が増えており、国土交通省の調査によりますと、宅配便の再配達率は減少しているという報告となっております。区営住宅への宅配ボックスの設置につきましては、設置による居住者の利便性向上、環境負荷低減の効果が期待される一方で、物理的な制約や維持管理方法のほか、居住者のニーズの有無など、実施には慎重な判断が必要であると考えてございます。区といたしましては、都営住宅や他自治体なども参考にしながら、居住者のニーズを踏まえた上で、区営住宅の建て替え計画等に合わせて、設置の必要性を検討してまいります。

最後に、鉄道に関するご質問です。鉄道のワンマン運転に関するご質問をいただきました。区は、鉄道事業者と継続的に綿密な情報共有を行うとともに、鉄道利用者の安全性や利便性などが確保されるよう、働きかけを行ってございます。ＪＲ東日本は、生産年齢人口の減少による労働力不足の恒久化など、社会環境が変化する中で、鉄道をより効率的でサステナブルな輸送モードとしていくために、ワンマン運転の拡大を進めていると聞いてございます。令和9年春からは、京浜東北線・根岸線の蒲田―大船駅間のほか、中央・総武線の三鷹―千葉駅間などでワンマン運転を開始する予定と聞いてございます。令和7年3月から実施した南武線におきましては、システム改修による列車到着後のドアが開くまでの時間の短縮、発車メロディーの音量調整による乗降のスムーズ化、混雑駅での停車時間の見直しや、起終点駅での折り返し時間の拡大、駆け込み乗車防止の強化などの対策が講じられ、現在、ワンマン運転による列車遅延は改善されていると承知してございます。また、鉄道利用者の命を守り、安定的な鉄道運行を実現するための重要な施設であるホームドアにつきましては、ＪＲ蒲田駅2番・3番線が今年度に整備される予定となっております。区は、継続的にワンマン運転による遅延や安全確保の対策を講じるよう、鉄道事業者へあらゆる機会を捉えて働きかけを行っておりますが、引き続き、鉄道事業者と連携を図りながら、周知を実施してまいります。私からは以上です。

○鈴木隆之議長 次に、44番本多たかまさ議員。

〔44番本多たかまさ議員登壇〕（拍手）

○44番（本多たかまさ議員） 日本維新の会大田区議団の本多たかまさです。

本日は防災対策について伺います。

昨今、日本各地で大規模な自然災害が頻発しております。この夏は全国至るところで線状降水帯が発生し、警戒レベル4や警戒レベル5も頻繁に発令されるなど、観測史上最大の豪雨による被害が発生し、災害も激甚化しています。

そして、7月28日には熊本県において最大震度7を観測する巨大地震が発生し、甚大な被害が発生しました。犠牲になられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に深くお見舞い申し上げます。

本区におきましても、昨年9月には豪雨による浸水被害、本年6月には複数回の最大震度3、そして、8月には深夜に最大震度4を観測する地震が発生するなど、区民の皆様の不安や懸念も非常に高まっております。

こうした大災害の発生時に必ず直面し、かつ、避難生活において深刻な障壁となるのが断水と停電です。今回の令和8年熊本地震におきましても、連日気温が40度に迫る、まさに酷暑と言われる厳しい環境下において、広域的な断水と停電が発生し、被災者は苛酷極まりない避難生活を強いられ、命の危険も伴う状況でした。約10万8000戸が断水する状況となり、水道本管の復旧には1か月もの期間を要しました。水は、生命の維持はもちろん、トイレや衛生環境の保持など、人間が尊厳ある生活を営む上で最優先で確保されるべきものです。

そこで伺います。災害時における水源、生活用水確保のためには、雨水、貯水槽、プールの水、さらには、井戸水など、多様な水源を組み合わせる体制が不可欠であると考えます。本区における災害時の水源、生活用水確保に関する現状の備え、取組はどのような状況かお答えください。

次に、災害時における貴重な代替水源としての災害用井戸の活用について伺います。

今回の熊本地震の際にも、断水が長期化する中、給水車による応急給水は数が限られ、また、猛暑の中、長時間並ばねばならず、健康上のリスクも生じるなど、様々な課題も浮き彫りになりました。一方、地域に分散して位置する井戸は、歩いて行ける身近な給水拠点として機能し、広い地域を網羅的にカバーすることができ、苛酷な避難生活を支え、大きな役割を果たしました。

災害用井戸活用の利点は、早い、安い、広いなどと三つの大きな利点があると言われております。第1に、災害発生直後から直ちに水を確保、給水することができる即効性、第2に、既存の井戸や地下水を活用するため、コストを大幅に抑えることを可能とするコストパフォーマンス、第3に、地域カバー率の広さです。

このように、災害用井戸が持つ即効性と有効性は改めて高く評価されているところであり、本区におきましても、災害用井戸登録制度を進めていますが、現在の本区においての状況、そして、災害発生時において、これらの災害用井戸によって、区内のどのくらいの世帯や人口に対し生活用水を供給できると想定しているのか、区の見解をお聞かせください。

次に、災害用井戸の情報共有及び区民への周知方法について伺います。

熊本市では、10年前の平成28年熊本地震の経験と課題を教訓として、災害用井戸の登録制度を導入し、対策を進めてきました。その結果、今回の地震では、地震発生翌日という早い段階で、市ホームページを通して、利用可能な井戸の位置情報を、飲用可能か、生活用水限定かに加え、利用可能な時間帯なども併せて情報を公開しています。災害用井戸の持つ即効性を活かすためにも、災害時のみならず、平時から近隣のどこに利用可能な井戸があるのかを区民一人ひとりが認識しておくことが重要です。

本区では、災害用井戸登録要件として、「井戸所有の事実を、災害対策上必要な範囲で自治会等へ事前に公表することができる」としていますが、現在、区民や地域住民に対して、これらの情報がどのように周知、共有されているのでしょうか、お聞かせください。

また、品川区や世田谷区など、有事のみならず、平時から区ホームページ等で災害用井戸の位置情報を公表している自治体もあります。災害時には移動の制限や携帯電話等も使えなくなるなど、必要な情報を取得すること

が極めて困難になる事態が想定されます。だからこそ、平時から区ホームページなどで広く情報を区民に開示し、区民が近隣の井戸の場所を日常的に確認、把握できる環境を整えるべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

次に、災害用井戸の登録促進に向けた助成について伺います。

前述のように、今回の熊本地震においても改めて重要性が認識された災害用井戸ですが、多くの自治体では、災害用井戸の指定や登録を増やすための施策として、井戸の修理費や手押しポンプ設置費等の助成制度を導入しており、近隣自治体におきましても、目黒区、品川区、世田谷区などが手厚い助成制度を設け、生活水の確保体制を強化しています。

本区におきましても、災害時における生活水の供給網を一層強固なものとするため、災害用井戸の修理やポンプ設置の助成制度を整備し、登録促進を図り、生活水の確保を進めるべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

最後に、今回のような真夏の災害時、猛暑から区民の命を守る取組について伺います。

災害時には、水道、電気、ガスの供給が長期間止まってしまうことも想定されます。今回の熊本地震においては、連日40度に迫る酷暑の中での避難生活を余儀なくされました。避難所では、停電により、エアコンや空調設備も一切稼働できず、室内は熱気でひどいため、40度近い危険な酷暑にもかかわらず、屋外で避難生活を送っている方もいるなど、まさに命にも関わる状態でした。この事態に対し、熊本県知事も、10年前に被災したが、今回のような猛暑に対する避難所などの暑さ対策は十分にできていなかったと課題を述べています。

このような災害時の断水、停電、ガス停止の問題に対し、近年、公共インフラからの供給に一切頼らず、太陽光発電や大型蓄電池、雨水ろ過システムなどを組み合わせることで、水や電力を完全に自給自足し、独立して稼働し続けるオフグリッド型システムや自立型防災インフラの開発が進んでおります。このシステムを避難所に導入すれば、空調設備を継続して稼働させ、また、安全な水を供給し続けることもでき、暑さ、寒さから区民の命を守ることが可能となります。

こうした先端技術や自立型システムを避難所や防災拠点へと導入していくとともに、災害時協力協定を結んでいる民間ホテルや事業者、商業施設などへと導入助成を進めるなど、有事の際にも確実に稼働する避難環境を構築することが不可欠であります。

災害はいつ起こるか分かりません。そして、季節も選びません。ゆえに、このような災害時、酷暑から区民の命を守るための取組が必要であると考えますが、区の見解をお聞かせください。

以上、本日の質問は全て安心・安全なまちづくり、そして、災害から区民の命を守る取組として不可欠であります。区の前向きかつ早急な対応を要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○千葉危機管理室長 私からは、災害時の断水対策などに関する6点の質問に順次お答えいたします。

まず、災害時の水源確保についてですが、区では、災害時における飲料水と生活水の双方で活用するため、多様な水源を確保しております。飲料水用として、応急給水ステーション8か所が区内のおおむね2キロメートルの圏内に一つずつ設置されているほか、学校など区内91か所の避難所に応急給水栓を設置し、避難所内の飲料水を確保しております。さらに、長期化した場合に備え、東京都や自衛隊への支援要請による給水車両での給水活動なども想定しております。また、生活用水用としては、避難所にある学校プールの貯留水のほか、災害時協力井戸の活用や、東京都公衆浴場生活衛生協同組合大田支部との協定に基づき、区内銭湯が保有する貯蔵水を優先的にご提供いただくこととしております。水道の復旧には一定の時間を要することを前提に、区による応急給水、公的施設における貯留水、民間事業者との協力など、地域における多様な水源、そして、各家庭での備蓄を組み合わせることが、区民生活への影響を最小限に抑える上で重要と考えております。今後とも、熊本や能登半島等の被災地における教訓を活かし、大田区の地域特性を踏まえた水の確保と供給体制の充実に取り組んでまいります。

次に、災害時協力井戸の現状と供給想定についてですが、区では、昭和53年度から災害時登録井戸事業を開始

し、現在、206件の登録がございます。近年、登録数は減少傾向にあり、その要因は、住宅の密集化による敷地の狭小化に加え、所有者の変更や住宅の建て替えに伴う井戸の解体などが考えられます。井戸ごとの水量は把握しておりませんので、供給量の想定はございませんが、仮に1基当たり100世帯分の生活用水を確保できたとしても、約2万世帯分となりますので、補助的な役割を担うものと考えております。

次に、災害時登録井戸の区民への周知についてですが、区では現在、災害時協力井戸の登録について、区公式ホームページでお願いをするとともに、災害対策上必要な範囲で自治会等へ事前に公表できる旨を記載しております。具体的な情報の提供実績ですが、地域からの要請に応じ、特別出張所を通じて情報提供しております。近年では、平成30年度に四つの特別出張所管轄地域、令和6年度は一つの特別出張所管轄地域へ、それぞれ災害時協力井戸の登録情報を提供しております。

次に、災害時協力井戸の登録場所の周知についてですが、他自治体では、公式ホームページ等において、災害用井戸の住所を公表している事例がございますが、企業や事業所等の所有する井戸に限って公表している場合が多いことを確認しております。一方、本区の災害時協力井戸につきましては、個人宅の登録が大部分を占めております。このため、防犯や個人情報保護の観点から、インターネット等で広く住所を公開することは困難でございます。また、本区の災害時協力井戸は、発災時に断水した際に近隣の住民の方に対して生活用水を提供することを目的としており、不特定多数の方の利用を想定しているものではなく、地域における共助の取組の一つと位置づけております。こうした制度の目的や所有者のプライバシー配慮の観点から、平時におきましては、災害対策上必要な範囲内で、自治会・町会等へ適切に情報提供を行いつつ、有事の際には地域の中で円滑に活用されるよう取り組んでまいります。

次に、災害用井戸への費用助成についてです。災害用井戸は、地震等の大規模災害が発生し、上水道の断絶などが生じた場合、飲用以外の洗濯、清掃、トイレ等に使用する生活用水として重要な資源であると認識しております。また、近年、各地の災害発生時に長期にわたり断水が続く事例もあることから、その役割と関心が高まっていると承知しております。一方で、災害用井戸の登録促進助成制度の創設に関しては、慎重に検討すべき課題がございます。井戸は、利用可能な水量、地盤や周辺環境への影響、維持管理方法など、個々に状況が異なります。また、区で毎年登録いただいている全ての井戸の水質検査を実施し、安全性を確認しておりますが、地下水は季節や降雨、周辺の土地利用によって水質が変動する可能性もございます。区としましては、井戸の利用実態や維持管理状況を確認するとともに、既存の給水拠点や応急給水栓との役割分担を明確にし、実効性のある生活用水の確保について、財政面、衛生面及び運用面など、総合的に勘案しながら、慎重に検討してまいります。

最後に、水や電力を自給自足するシステムの活用等についてでございます。災害時におけるライフラインの断絶に備え、水や電力を自立的に確保できる高度な防災技術の活用は、避難所など防災拠点の機能を維持し、区民の命を守る上で有効なアプローチの一つであると認識しております。一方で、こうした自給自足型のシステムの導入や民間施設への助成につきましては、設置費用や維持管理コスト、運用方法など、多角的な観点から様々な課題について整理をする必要がございます。区といたしましては、先進的な導入事例や最新の技術動向、東京都の補助金等の動向を注視、情報収集するとともに、既存の応急給水設備や非常用電源の機能を考慮しながら、より効果的な災害対策となるよう、研究を重ねてまいります。私からは以上です。

○鈴木隆之議長 以上で質問を終結いたします。

会議が長くなりましたので、しばらく休憩といたします。

午後3時休憩

午後3時20分開議

○鈴木隆之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長しておきます。

~~~~~

○鈴木隆之議長 本日の日程に入ります。

日程第1を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 1

第82号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算（第 4 次） ほかに37件

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第82号議案は、令和 8 年度大田区一般会計補正予算（第 4 次）で、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 7928 万 5000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 3712 億 2681 万 2000 円となります。歳入で追加する内容は、国庫支出金、繰越金などがございます。減額する内容は、繰入金でございます。歳出で追加する内容は、福祉費、産業経済費などがございます。減額する内容は、総務費、教育費でございます。このほか、債務負担行為の補正として、追加 1 件、廃止 1 件、変更 3 件をお願いしております。

第83号議案は、令和 8 年度大田区国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 次）で、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 4206 万 4000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 628 億 2926 万円となります。歳入で減額する内容は、繰入金、繰越金でございます。歳出で減額する内容は、国民健康保険事業費納付金でございます。

第84号議案は、令和 8 年度大田区後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）で、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8177 万 2000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 218 億 1270 万 2000 円となります。歳入で追加する内容は、繰入金、繰越金、諸収入でございます。歳出で追加する内容は、総務費、諸支出金でございます。

第85号議案は、令和 8 年度大田区介護保険特別会計補正予算（第 1 次）で、今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 億 4831 万 6000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 649 億 9090 万 3000 円となります。歳入で追加する内容は、支払基金交付金、繰越金などがございます。歳出で追加する内容は、基金積立金、諸支出金でございます。

第86号議案は、大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例で、公職選挙法施行令の改正に伴い、大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を改正するものでございます。

第90号議案は、大田区立石川台中学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約についてで、契約の相手方は山田・幸建設工事共同企業体、契約金額は 31 億 6800 万円でございます。

第91号議案は、大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか 4 施設大規模改修工事請負契約についてで、契約の相手方は河津・鎗谷建設工事共同企業体、契約金額は 22 億 7700 万円でございます。

第92号議案は、大田区役所本庁舎各種改修工事請負契約についてで、契約の相手方は大田建設業協同組合、契約金額は 8 億 4884 万 8000 円でございます。

第93号議案は、大田区役所本庁舎各種改修電気設備工事請負契約についてで、契約の相手方は N A G A O K A ・城南建設工事共同企業体、契約金額は 22 億 8250 万円でございます。

第94号議案は、大田区池上会館受変電設備改修その他工事請負契約についてで、契約の相手方は株式会社城南サービス、契約金額は 4 億 9456 万円でございます。

第95号議案は、大田区役所本庁舎照明改修工事（その 1）請負契約についてで、契約の相手方は株式会社 N A G A O K A、契約金額は 2 億 6647 万 5000 円でございます。

第96号議案は、大田区役所本庁舎照明改修工事（その 2）請負契約についてで、契約の相手方は株式会社城南サービス、契約金額は 2 億 6070 万円でございます。

第97号議案は、大田区役所本庁舎各種改修機械設備工事請負契約についてで、契約の相手方は大田空調衛生協同組合、契約金額は 8 億 2500 万円でございます。

第98号議案は、大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか 4 施設昇降機設備改修工事請負契約についてで、契約の

相手方は東芝エレベータ株式会社東京支社、契約金額は2億350万円でございます。

第99号議案は、災害対策用簡易トイレの購入についてで、契約の相手方は株式会社加美屋、契約金額は1億9103万8595円でございます。

第100号議案は、災害対策用簡易ベッド等の購入についてで、契約の相手方は株式会社L I F E - A、契約金額は1億2615万6800円でございます。

第101号議案は、災害対策用シャワーの購入についてで、契約の相手方は株式会社L I F E - A、契約金額は1億1081万4000円でございます。

第102号議案は、大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その1）請負契約の変更についてで、契約金額を当初の88億8800万円から110億8768万7600円に、工期を当初の令和10年3月15日から令和11年12月28日に変更するものでございます。

報告第38号は、令和7年度決算に基づく健全化判断比率の状況についてで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものでございます。

報告第39号は、区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分 of 報告についてで、区立中学校の修学旅行中における物損事故について報告するものでございます。

報告第40号は、審査請求の却下の報告についてで、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき、大田区立の高齢者福祉施設の利用承認取消処分に対する審査請求を却下したので、地方自治法第244条の4第4項の規定により報告するものでございます。

報告第41号は、大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生犀星資料館改築その他工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の97億6800万円から99億3229万6000円に変更いたしました。

報告第42号は、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の33億7700万円から34億9622万9000円に、工期を当初の令和8年7月31日から令和8年12月25日に変更いたしました。

報告第43号は、大田区立安方中学校校舎改築その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の21億9450万円から22億2786万3000円に変更いたしました。

報告第44号は、大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の12億1000万円から12億210万2000円に変更いたしました。

報告第45号は、大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の8億2478万円から8億6574万4000円に、工期を当初の令和8年7月31日から令和8年8月21日に変更いたしました。

報告第46号は、大田区立南六郷くすのき園大規模改修工事（長寿命化）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の7億3700万円から7億4288万5000円に変更いたしました。

報告第47号は、仮称大田区西蒲田七丁目複合施設新築その他工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の6億9553万円から7億456万1000円に変更いたしました。

報告第48号は、大田区立仲六郷小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の2億1065万円から2億1222万3000円に変更いたしました。

報告第49号は、大田区立池上第二小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の2億119万円から2億348万9000円に変更いたしました。

報告第50号は、大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生犀星資料館改築その他電気設備工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の10億9450万円から11億2179万1000円に変更いたしました。

報告第51号は、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の4億6200万円から4億7520万円に、工期を当初の令和8年7月31日から令和8年12月25日に変更いたしました。

報告第52号は、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分の報告に

ついてで、契約金額を当初の 5 億 8300 万円から 6 億 3231 万 3000 円に、工期を当初の令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 12 月 25 日に変更いたしました。

報告第 53 号は、大田区ふれあいほすめま校舎棟取壊しその他工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の 4 億 4253 万円から 4 億 4867 万 9000 円に変更いたしました。

報告第 54 号は、大田区立安方中学校校舎（棟番号①－1 ほか）取壊し工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の 3 億 8500 万円から 3 億 8929 万円に変更いたしました。

報告第 55 号は、大田区区民活動支援施設大森校舎棟その他取壊し工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の 3 億 2890 万円から 3 億 2741 万 5000 円に変更いたしました。

報告第 56 号は、大田区立石川台中学校校舎（棟番号⑩ほか）取壊し工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の 1 億 6830 万円から 1 億 7152 万 3000 円に変更いたしました。

報告第 57 号は、大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－1 ほか）取壊し工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の 2 億 5905 万円から 2 億 6150 万 3000 円に変更いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 本案については質疑の通告がありませんので、報告第 38 号から報告第 57 号に至る 20 件を除き、いずれも所管総務財政委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第 2 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 2

第 87 号議案 大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 ほか 2 件

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第 87 号議案は、大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例で、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、制定するものでございます。

第 88 号議案は、大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に係る規定を整備するため、改正するものでございます。

第 89 号議案は、大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に係る規定を整備するため、改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 本案については質疑の通告がありませんので、いずれも所管こども文教委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第 3 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 3

第 78 号議案 令和 7 年度大田区一般会計歳入歳出決算 ほか 3 件

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

タブレットに配信してございます令和 7 年度大田区各会計歳入歳出決算参考資料に沿ってご説明申し上げます。

第78号議案は、令和 7 年度大田区一般会計歳入歳出決算で、予算現額は3690億3463万円でございます。歳入総額は3623億1724万1436円、歳出総額は3487億656万8961円、歳入歳出差引額は136億1067万2475円でございます。この差引額から令和 8 年度への繰越明許費繰越額であります45億2971万9000円を除きました残額が令和 7 年度の実質収支額となりまして、90億8095万3475円でございます。大田区財政基金条例第 2 条第 1 項によりまして、この実質収支額の 2 分の 1、45億4047万7000円を財政基金に積み立て、残りの45億4047万6475円を令和 8 年度への繰越財源といたします。

第79号議案は、令和 7 年度大田区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算で、予算現額は647億3005万9000円、歳入総額は635億1796万4505円、歳出総額は632億4719万410円、歳入歳出差引額は 2 億7077万4095円でございます。

第80号議案は、令和 7 年度大田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算で、予算金額は214億1118万円、歳入総額は214億1620万8135円、歳出総額は213億5633万477円、歳入歳出差引額は5987万7658円でございます。

第81号議案は、令和 7 年度大田区介護保険特別会計歳入歳出決算で、予算現額は644億8247万9000円、歳入総額は637億5314万8258円、歳出総額は624億3131万6016円、歳入歳出差引額は13億2183万2242円でございます。

なお、各特別会計の歳入歳出の差引額につきましては、令和 8 年度へ繰越しとさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 本案については質疑の通告がありません。

お諮りいたします。本案については、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の定数は44名とし、委員は委員会条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、タブレット型端末に配信しました決算特別委員名簿のとおり、本職から指名することに合意ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、本日の会議終了後、正副委員長互選のため、決算特別委員会を本議場において招集いたしますので、ご了承願います。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第 4 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 4

議員提出第 4 号議案 大田区シルバーパス購入費助成金交付条例

○鈴木隆之議長 提出者の説明を求めます。

〔29番すがや郁恵議員登壇〕

○29番（すがや郁恵議員） 日本共産党大田区議団、すがや郁恵です。

提出者を代表して、議員提出第 4 号議案 大田区シルバーパス購入費助成金交付条例の提案説明を行います。

現在、東京都が行っているシルバーパスの補助は、住民課税者 1 万2000円、住民税非課税者が1000円です。東京都はもともとの額は住民税課税者 2 万510円だったものを 1 万2000円にしましたが、それでも高額で、購入者の約 1 割の購入状況です。

党区議団は、大田区がさらにシルバーパスの費用負担を軽減することにより、高齢者の外出の機会を促進し、健康寿命の延伸に寄与するための今条例案を提出するものです。

ぜひご審議、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、提出者からの提案説明といたします。よろしくお

願います。

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔46番奈須利江議員登壇〕

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。議員提出第 4 号議案 大田区シルバーパス購入費助成金交付条例につきまして質疑いたします。

シルバーパスの費用負担を軽減することにより、高齢者の外出機会を促進し、健康寿命の延伸に寄与するためという提案理由は理解できますが、昨今、高齢で働き続ける方も多く、交通費の支給のないケースも見られます。結果、この制度が、本来、雇う側が負担すべきコスト、交通費を税で負担する形になり、高齢者への支援であるべき事業が雇う側の支援になっている側面も否めません。

そこで伺います。税の再分配の在り方にもつながる問題ですが、この部分をどう考え提出していますか。

○鈴木隆之議長 提出者の答弁を求めます。

〔29番すがや郁恵議員登壇〕

○29番（すがや郁恵議員） 奈須議員の質問に答えます。

そもそも今条例提案は、どのような環境にあっても、趣旨にあるとおり、高齢者の外出の機会を促進し、健康寿命の延伸に寄与するため、提出するものです。

奈須議員のご指摘のように、高齢者でも働かなければ暮らしていけない方々も増えていきますし、交通費が支給されていないことは問題です。そのことは法的に解決するべきと考えております。以上です。

○鈴木隆之議長 奈須議員、再質疑ですか。奈須議員、演壇にて再質疑を許可します。

〔46番奈須利江議員登壇〕

○46番（奈須利江議員） 私の聞き方がちょっと不十分だったかもしれないんですけども、法的に解決しなければならぬというお答えは期待していたというか、いいご答弁だとは思いますが、その部分について取り組んでいくという部分がないと、この条例を提出していても、今の状況が放置されるだけになってしまうので、現状の中でいえば、本来であれば、きちんと働く高齢者に対する交通費が支給される状況と切り分けて、この制度というのは考えるべき、二つの部分について働きかけていく意思があるというか、そういう形で政治がやっていくべきではないかと思うんですが、そのあたりをお伺いしたかったんですが、いかがでしょうか。

○鈴木隆之議長 提出者の答弁を求めます。

〔29番すがや郁恵議員登壇〕

○29番（すがや郁恵議員） 奈須議員の再質問に答弁させていただきます。

今、ご指摘があったように、同じように通じるものだと思いますけれども、高齢者でも働かなければ暮らしていけない方々のことや、交通費が支給されていないことは問題であり、このことはやっぱり法的に解決していかなければならぬし、大田区としては、高齢者の方の健康増進や寿命の延伸、そして、高齢者がいきいきと生活していけるためには、この制度をぜひ活用してもらいたいということで提案したところです。どうかよろしくお願います。以上です。

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、所管健康福祉委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第 5 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 5

議員提出第 5 号議案 大田区入学祝金支給条例

○鈴木隆之議長 提出者の説明を求めます。

〔31番村石真依子議員登壇〕

○31番（村石真依子議員） 日本共産党大田区議団の村石真依子です。

ただいま上程されました議員提出第5号議案 大田区入学祝金支給条例について、提出者を代表しまして、提案理由の説明を行います。

この条例案は、児童・生徒の保護者に入学祝金を支給することによって、児童・生徒の健全な育成を図るため、条例を制定する必要があるもので、この案を提出するものです。

ご審議の上、ご賛同くださいますよう、どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔46番奈須利江議員登壇〕

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。議員提出第5号議案 大田区入学祝金支給条例につきまして質疑いたします。

子ども・子育て支援金制度、私はこども保険と呼んでいるわけですが、この制度ができて、税で負担すべき子育て支援費を健康保険料からも上乗せして徴収する仕組みが始まっています。税と社会保険料の二重取りになっているわけです。

児童手当で始まりましたが、誰でも通園制度に拡大していますから、この制度ができますと、この入学祝金についても、子ども・子育て支援金制度の対象事業になる心配があるんですけれども、この事業というのは子ども・子育て支援金制度の対象事業と考えていますか。どういう位置づけとして、この条例を提案するのでしょうか。

○鈴木隆之議長 提出者の答弁を求めます。

〔31番村石真依子議員登壇〕

○31番（村石真依子議員） ただいまの奈須議員からの質問にお答えします。

本条例提案は、小中学校に入学する児童・生徒の入学を祝い、児童・生徒の健全な育成につなげることを目的としたもので、大田区の予算で行うものです。

憲法では、義務教育を無償とすると記されているにもかかわらず、子育て世代の悩みや、若者世代が子育てにちゅうちょする原因の一つが教育にお金がかかり過ぎるという状況です。子育て世代の応援として入学祝金を支給するものです。以上、よろしくお願いいたします。

○鈴木隆之議長 奈須議員、再質疑ですか。奈須議員、演壇にて再質疑を許可します。

〔46番奈須利江議員登壇〕（拍手）

○46番（奈須利江議員） 様々な制度が自治体で始まっていて、それが都を動かしたり、国を動かしたりということで、日本の制度に変わってきているものもたくさんあります。そうした意味では、自治体が先行することが必ずしも問題があるというふうには思っていないんですけれども、先ほども質疑の中で申し上げましたように、支援金制度という制度ができますと、そこに組み込まれてしまいますと、今度また負担をしなくてはならない状況になるわけです。その切り分けができる制度になるのか、ならないのかというのが私が一番知りたくてご答弁いただきました部分なので、そこについて可能であればお答えいただければと思います。

○鈴木隆之議長 提出者の答弁を求めます。

〔31番村石真依子議員登壇〕

○31番（村石真依子議員） ただいま質問がありました件についてお答えいたします。

この入学祝金支給条例については、子ども・子育て支援金制度から利用することはありません。大田区の予算で行っていくものです。

今、他区でも入学祝金などが進められていますけれども、子ども・子育て支援金制度があるとなしにかかわらず、この入学祝金制度はつくることができますので、ぜひともご検討をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、所管こども文教委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長 日程第 6 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 6

8 第37号 バス交通の維持・充実を図るためにバス事業者への支援を求める陳情 ほか 1 件

○鈴木隆之議長 お諮りいたします。本件については、いずれも交通政策調査特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長 日程第 7 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 7

8 第41号 煩くて危険な「新飛行ルート」の中止・撤回を大田区から国に求めてほしいと願う陳情

○鈴木隆之議長 お諮りいたします。本件については、羽田空港対策特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長 次に、請願・陳情の付託について申し上げます。今回受理しました請願・陳情は、ただいま特別委員会に付託しました 3 件を除き、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ所管常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長 以上をもって本日の日程全部を終了いたしました。

お諮りいたします。明 9 月 17 日から 9 月 28 日までは委員会審査のため休会とし、来る 9 月 29 日午後 1 時から会議を開くことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまご着席の方々には改めて通知はいたしませんので、そのようにご了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 53 分散会